

第3期
三戸町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度~令和11年度)



令和7年3月

三戸町

目次

第1章 事業計画策定概要

- 1 計画の趣旨・位置づけ……………1
- 2 計画の期間……………1
- 3 計画の対象……………1
- 4 本町における他計画との関係……………1
- 5 計画の策定体制……………1

第2章 三戸町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

- 1 人口動態と少子化の動向……………2
- 2 子育て環境の現状……………5
- 3 子ども・子育て支援ニーズ調査、子育てに関するアンケートの結果……………9

第3章 事業計画の基本的な理念・方針について

- 1 計画の基本理念……………31
- 2 計画の基本目標……………31
- 3 施策の体系……………32

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

- 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定……………33
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域……………33
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制……………34
- 4 子育てのための施設等利用給付事業……………52
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保……………52

第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進……………53
- 2 計画の進行管理……………53
- 3 市町村こども計画との関係……………53

◇資料編

- 1 三戸町子ども・子育て会議条例……………53
- 2 三戸町子ども・子育て会議委員名簿……………56

第1章 事業計画策定概要

1 計画の趣旨・位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく事業計画に位置付けるほか、改正後の次世代育成支援対策推進法（平成27年4月施行）第8条の規定に基づく行動計画としても位置付けることにより、本町の子ども・子育て家庭に係る施策を幅広く網羅するものとします。

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

3 計画の対象

三戸町に住む概ね18歳までの子ども、その家族、地域及び事業主を対象とします。ただし、施策の内容によっては、必要に応じて対象年齢に幅を持たせることとします。

4 本町における他計画との関係

子ども・子育て支援施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら計画を策定します。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

<関連計画>

- ・第5次三戸町総合振興計画（後期）（令和7年度～令和11年度）
- ・第2期三戸町地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）
- ・第3期健康さんのへ21計画（令和7年度～令和18年度）
- ・第7期三戸町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）
- ・第3期三戸町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、教育・保育施設利用児童の保護者や教育・保育事業者、子ども・子育て支援関係団体の代表、学識経験者等により構成する「三戸町子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、関係団体からの意見・要望などを勘案したうえで計画内容を決定しました。

第2章 三戸町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

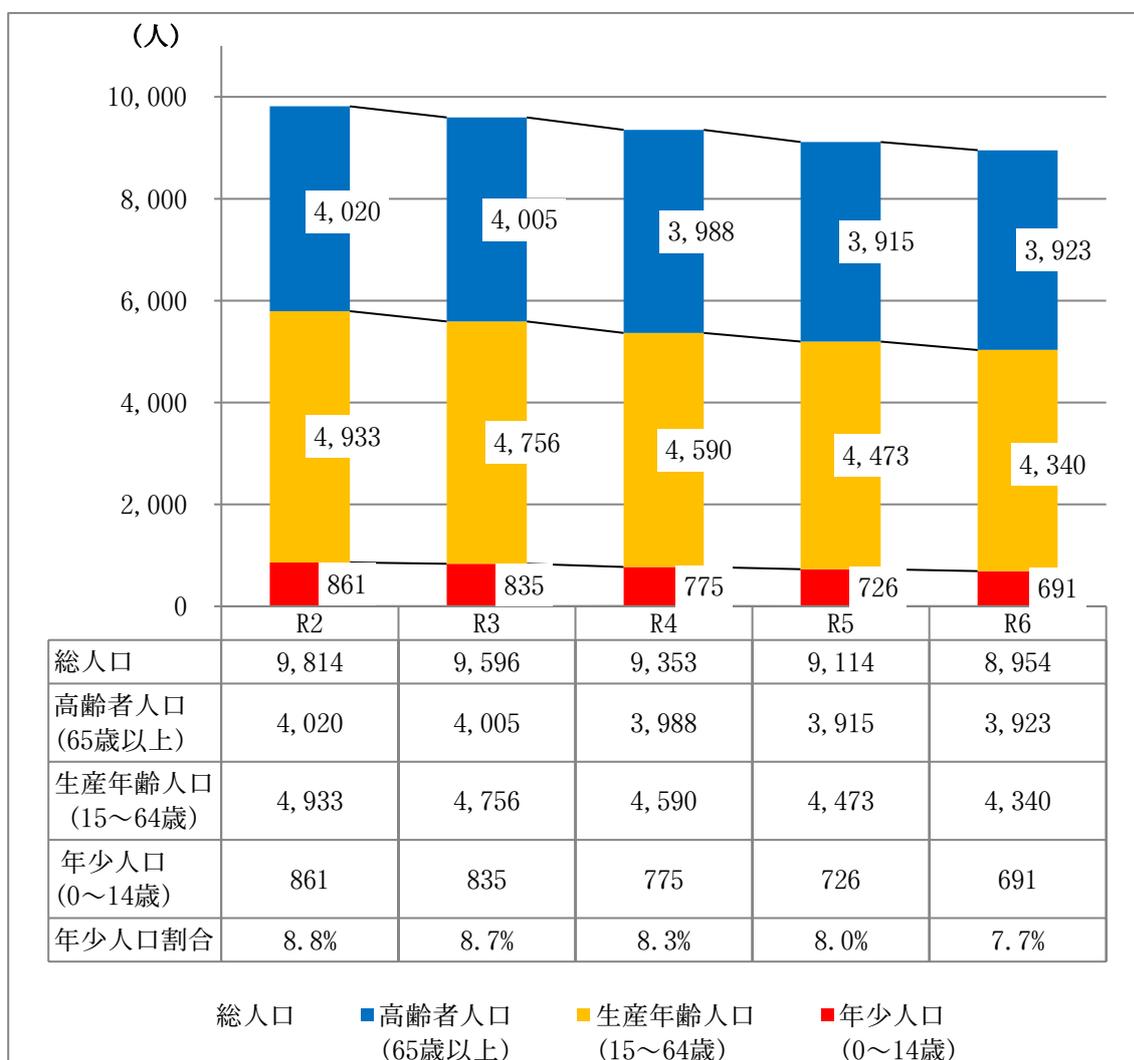
1 人口動態と少子化の動向

(1) 総人口と年少人口の推移

本町の人口は、令和6年は8,954人で令和2年の9,814人から860人減少しています。

年少人口（15歳未満）は、令和2年の861人が令和6年では691人となり、同年の総人口に占める割合は7.7%で、減少傾向で推移しています。

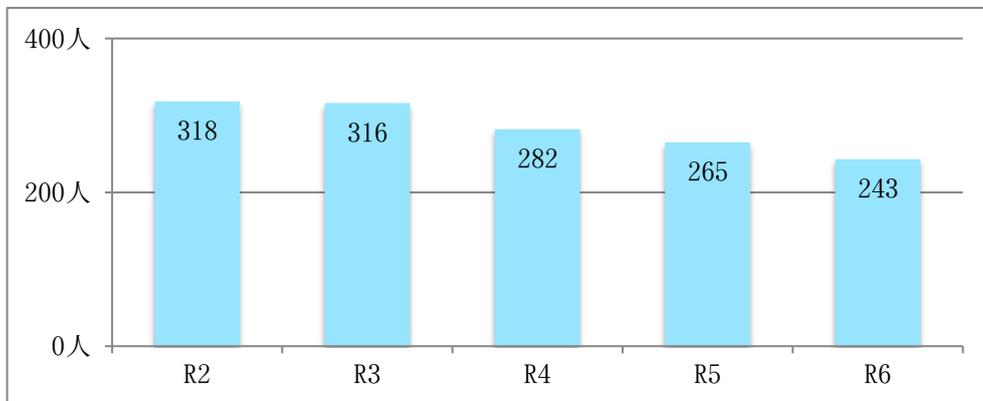
年齢3区分別の人口の推移と年少人口の割合



(三戸町住民基本台帳：各年3月末現在)

(2) 就学前人口の推移

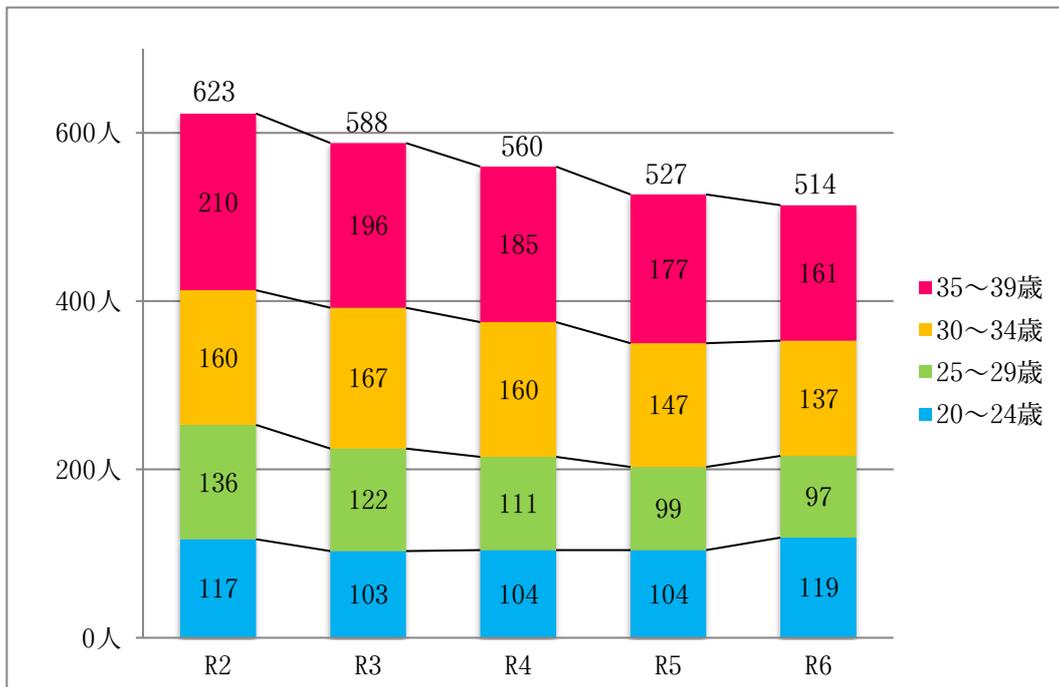
本町の就学前人口は、令和2年は318人でしたが、令和6年は243人（75人の減少）で、減少傾向が顕著な状況となっています。



（三戸町住民基本台帳：各年3月末現在）

(3) 若年女性の人口の推移

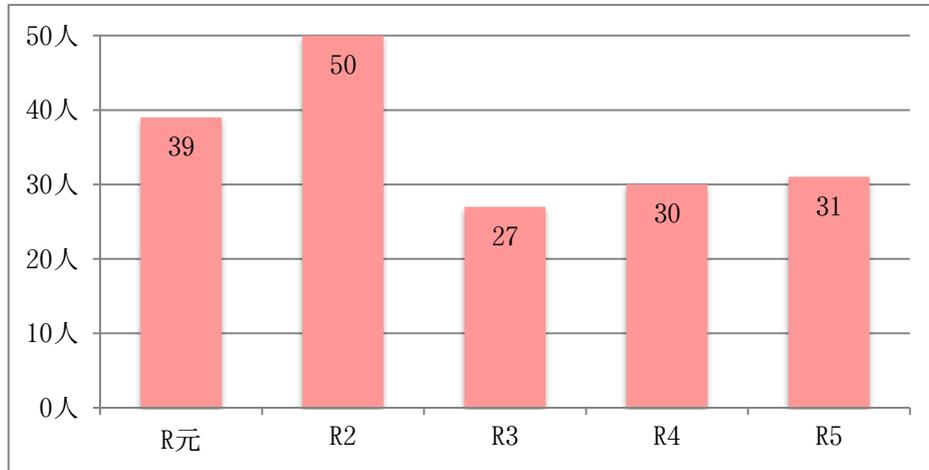
本町の子どもを産み育てる可能性が高い若年女性の人口の推移は、下図のとおりであり、減少傾向が顕著なことが分かります。



（三戸町住民基本台帳：各年3月末現在）

(4) 出生数の推移

本町の出生数は、令和2年度は50人でしたが、令和3年度は27人で、23人の大幅な減となりました。



(三戸町住民基本台帳)

2 子育て環境の現状

(1) 特定教育・保育施設、認可外保育施設設置数

本町には令和6年度において、保育所が1か所、認定こども園が2か所、認可外保育施設（児童館）が2か所あります。

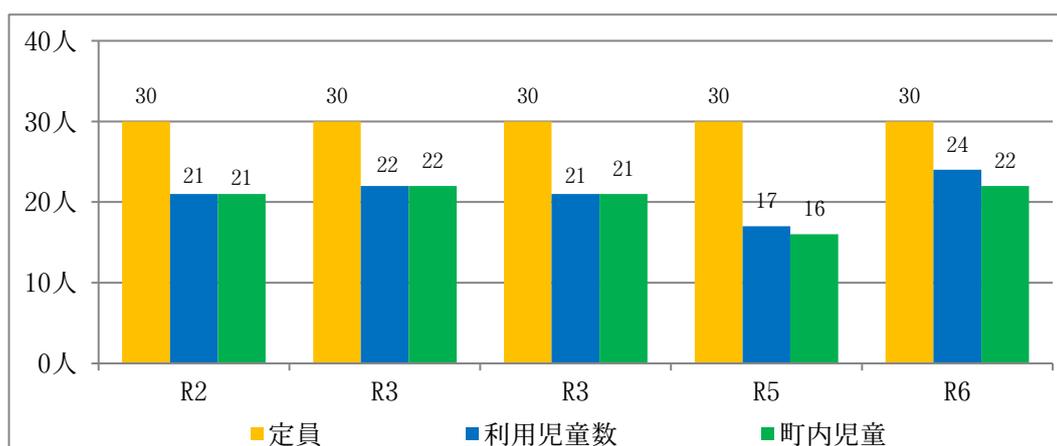
区分	R2	R3	R4	R5	R6
幼稚園	0	0	0	0	0
保育所	1	1	1	1	1
認定こども園	2	2	2	2	2
認可外保育施設	1	2	2	2	2
計	4	5	5	5	5

(2) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

① 定員数と利用者数

本町には令和6年度において、認定こども園の幼稚園部分が2か所あります。

利用児童数は令和5年度に減となっていますが、他の年は21人～22人の間で、横ばいとなっています。

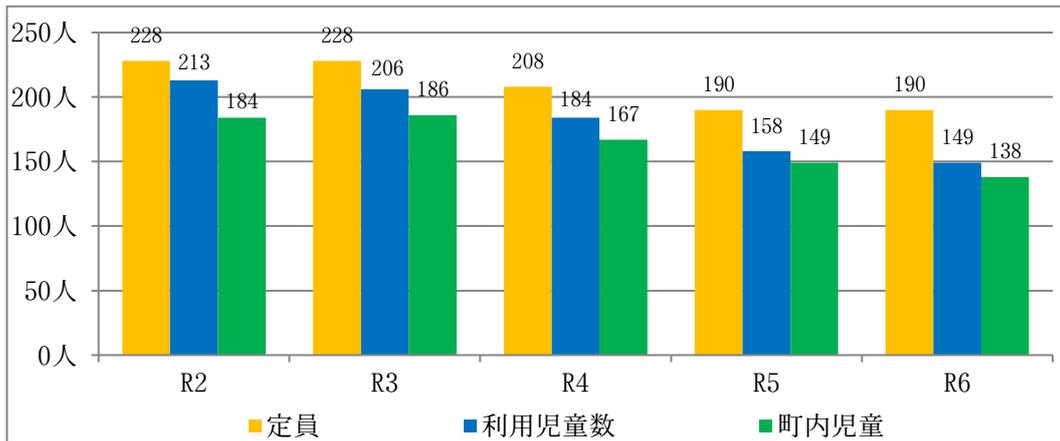


(各年4月1日現在)

(3) 保育所、認定こども園（保育所部分）の状況

①定員数と利用者数

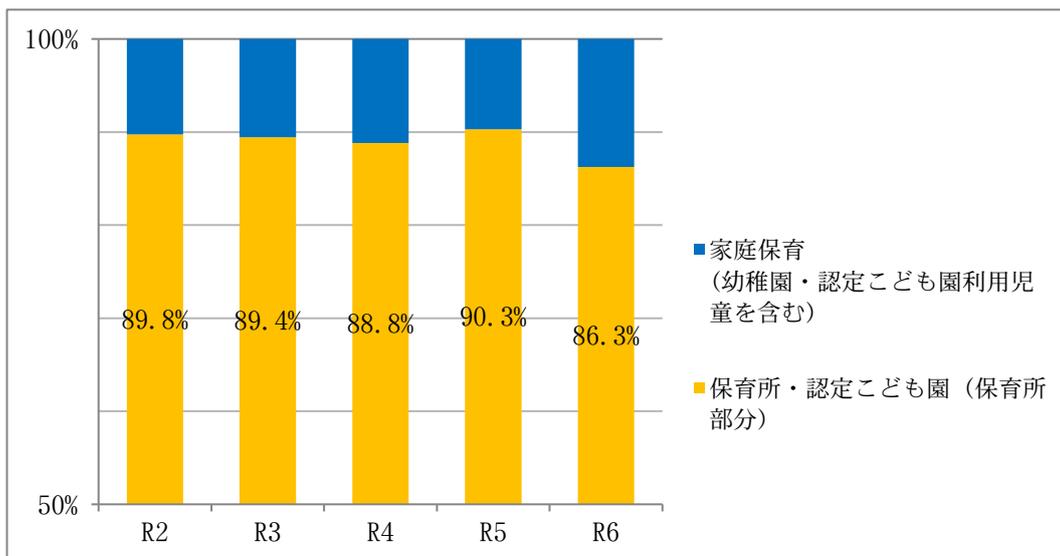
本町には保育所が1カ所、認定こども園の保育所部分が2カ所あります。令和2年4月1日現在の定員が228人、町内利用児童数が184人でしたが、令和6年は定員数が190人町内利用児童数も138人となり、減少傾向が続いています。



(各年4月1日現在)

②就学前児童数に対する保育所利用児童の割合

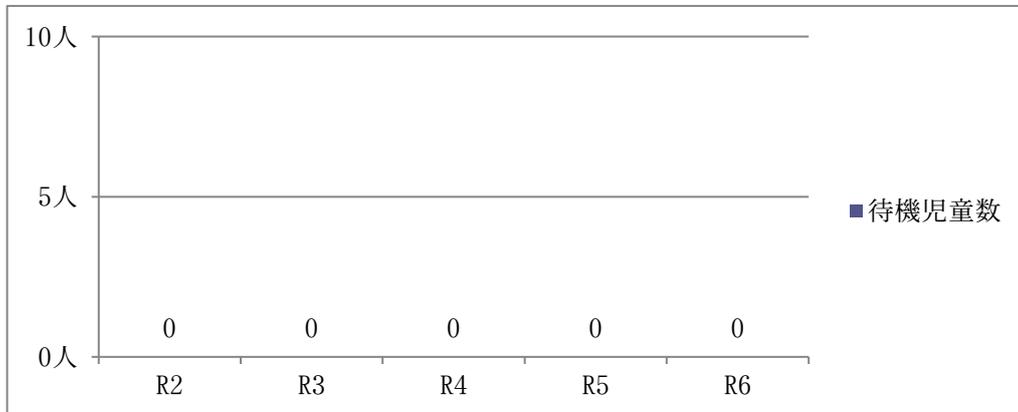
本町の就学前児童数に対する保育所・認定こども園（保育所部分）利用児童の割合は、前回調査時の平成31年度では70.7%であったのに対し、今回は各年度で90%近くとなっています。共働きの家庭が増え、保育を必要とする家庭の割合は前回調査時よりさらに増加しています。



(各年4月1日現在)

③保育所待機児童の状況

本町では待機児童は発生しておりません。

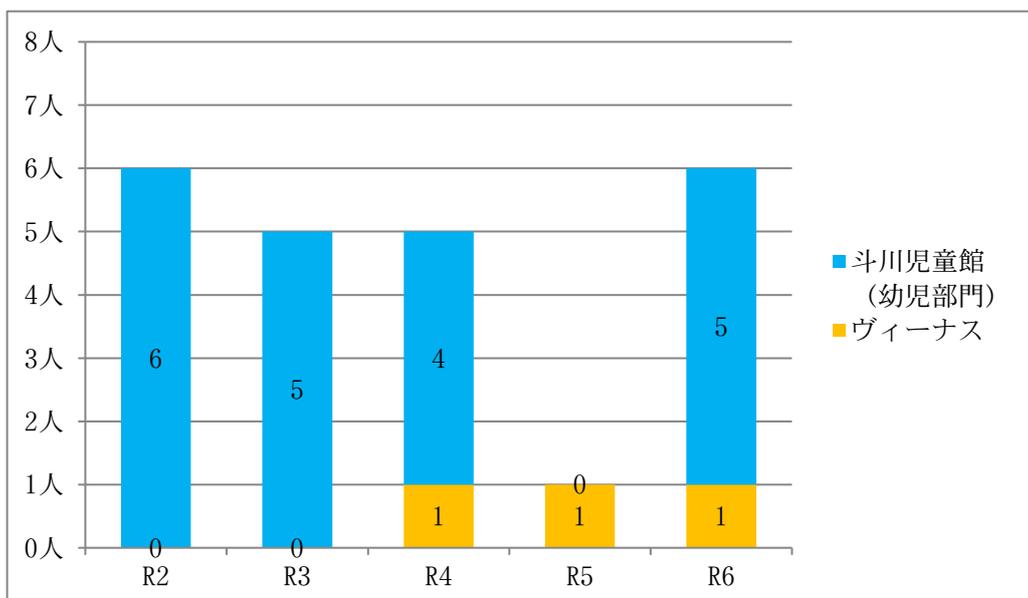


(各年4月1日現在)

(4)認可外保育施設の状況

本町の認可外保育施設は、令和2年度においては町立の斗川児童館（幼児部門）の1か所だけでしたが、令和3年度にヴィーナス保育園が開園され2カ所となりました。

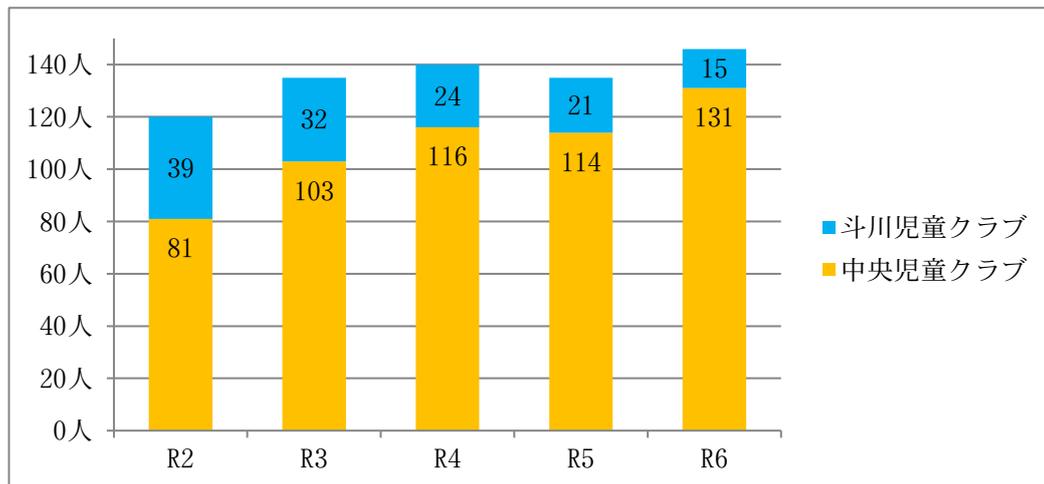
令和5年度は斗川児童館の利用児童数は0人でしたが、他の年度は6人程度で推移しています。



(各年4月1日現在)

(5) 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブは、中央児童クラブと斗川児童クラブの2か所となっております。令和2年5月1日時点の登録児童数は120人でしたが、令和6年5月1日の登録児童数は146人となっており、児童数は減少しているものの登録児童数は増加傾向にあります。



(各年5月1日現在)

3 子ども・子育て支援ニーズ調査、子育て支援に関するアンケートの結果

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

①目的

「子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、教育・保育や地域における様々な子ども・子育て支援サービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、その内容を事業計画に反映させることを目的に実施しました。

②実施期間

令和6年5月20日から令和6年6月21日まで

③調査対象者

- ・就学前児童及び小学生の子どもを持つ全ての保護者。
(兄弟児がいる世帯は、調査対象区分毎に、一世帯につき1件としました。)

④回収率

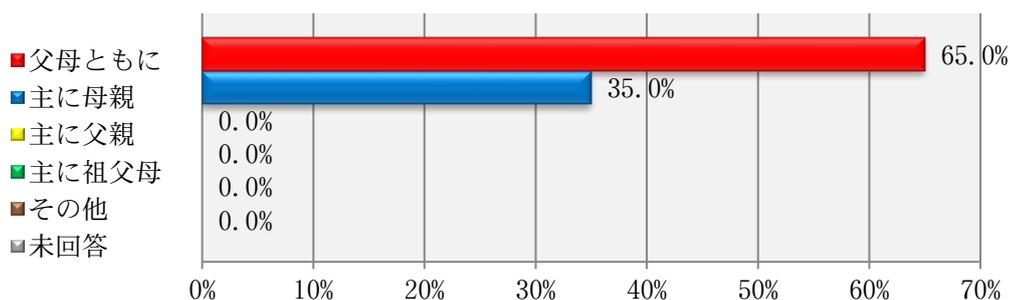
対 象 者	配布数	回答数	回答率
小学校就学前のお子さんの保護者	148 件	100 件	67.6%
小学生のお子さんの保護者	271 件	211 件	77.9%
合 計	419 件	311 件	74.2%

(2)子ども・子育て支援ニーズ調査結果

調査対象：小学校就学前のお子さんの保護者

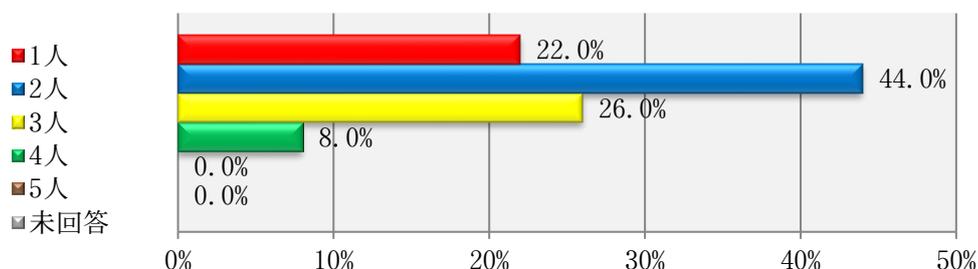
1) 子育てを主に行っている方

「父母ともに」が65%となっており、前回調査時の58.4%から6.6%ふえています。「主に母親」は35%で、母親への子育ての負担の比重が多いことがみられます。



2) お子さんの兄弟の数

「2人」が44%で最前回調査時よりも7%増えました。「1人」は22.%となっており、前回調査時より10%減少しています。3人以上は34%で前回調査時より6.7%増えています。

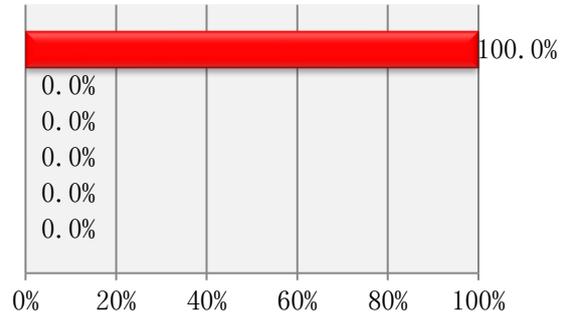


3) 保護者の就労状況

父親の就労状況は「フルタイムで就労」が100%でした。母親の就労状況は、「フルタイムで就労」が53%と最も高く、次に「パート・アルバイトで就労中」が24%となっており、前回調査時と同様の数値となりました。

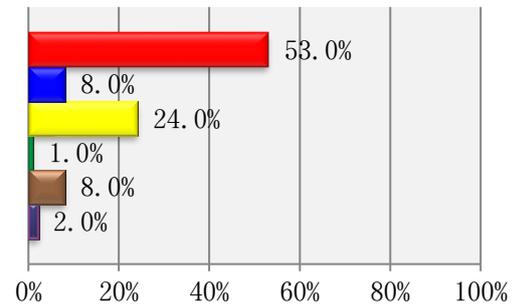
●父親

- フルタイムで就労中
- フルタイムで就労中だが産休・育休中
- パート・アルバイトで就労中
- パート・アルバイト等で就労中だが産休・育休中
- 以前は就労していたが現在は就労していない
- これまで就労したことがない



●母親

- フルタイムで就労中
- フルタイムで就労中だが産休・育休中
- パート・アルバイトで就労中
- パート・アルバイト等で就労中だが産休・育休中
- 以前は就労していたが現在は就労していない
- これまで就労したことがない

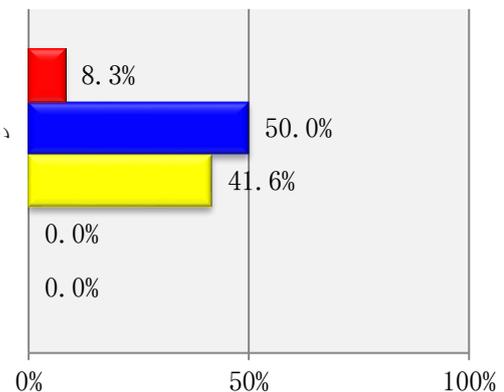


4) フルタイムへの転換希望

父親は、「フルタイムで就労」が100%となっているので、転換希望はありません。母親は、「フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない」が50%と半数を占めており、前回調査時より28%増え、希望していてもフルタイムへの転換は厳しい状況がみられます。

●母親

- フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- 就労をやめて子育てや家事に専念したい
- 未回答



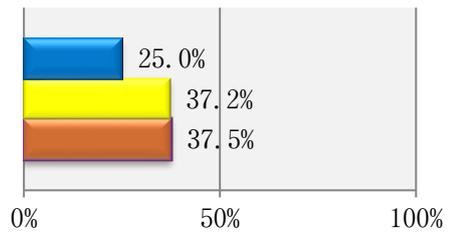
5) 就労していない保護者の就労意向

父親は、「フルタイムで就労」が100%でした。

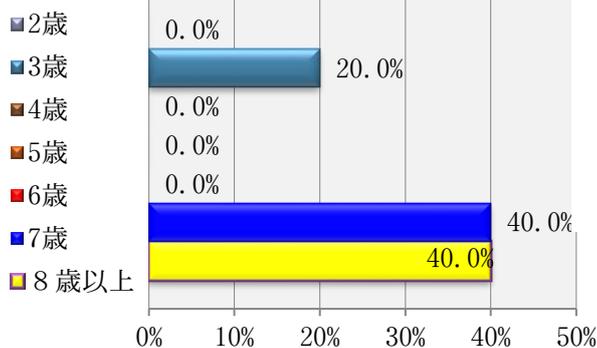
母親は、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になった頃に就労したい」が37.5%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.2%となっており、約8割の方が就労を希望しています。

●母親

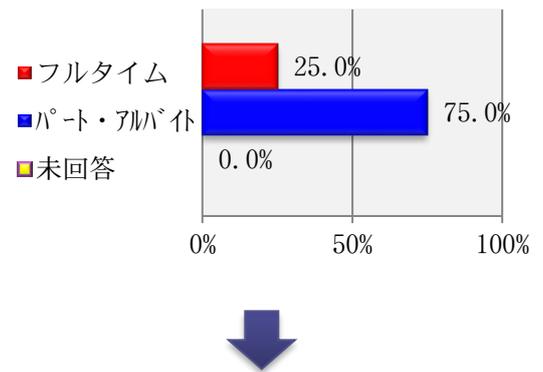
- 子育てや家事などに専念したい(就労予定なし)
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 1年より先、一番下の子どもが○歳になった頃に就労したい



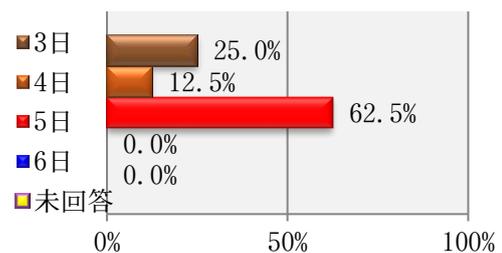
●一番下の子どもが何歳になった頃に就労したいか



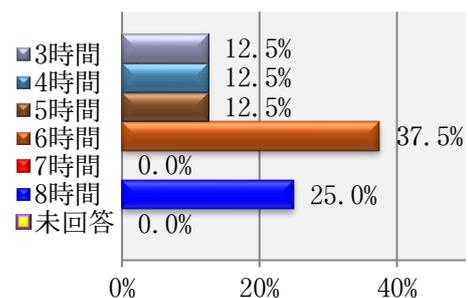
●希望する就労形態



●パートの希望日数・時間



●希望時間

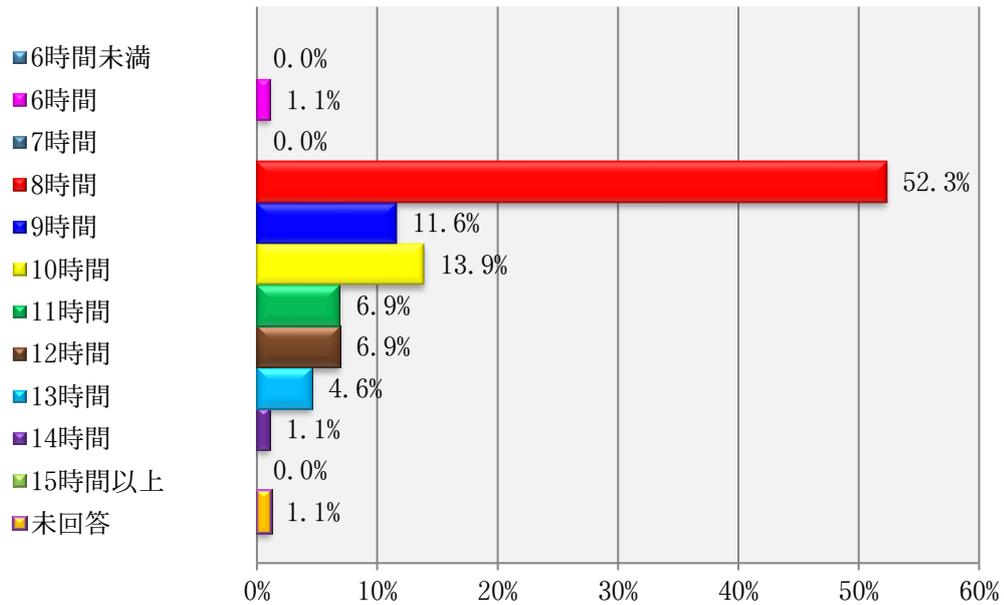


6) 就労している保護者の就労時間

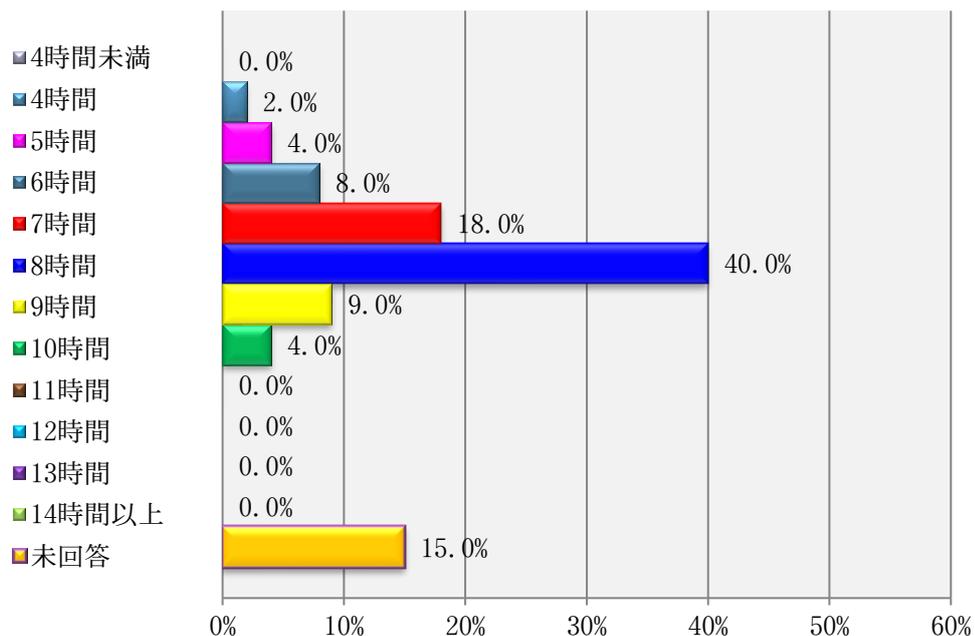
父親の1日あたりの就労時間は、「8時間以上」が全体の97.3%を占めており、長時間労働が多くみられることも、母親への子育ての負担が多くかかっている一つの理由として考えられます。

母親の1日あたりの就労時間は、「8時間」が最も多く40%となっておりますが、「7時間以下」が32%いることから、パート勤務を選択している方も数多くいることがわかります。

●父親

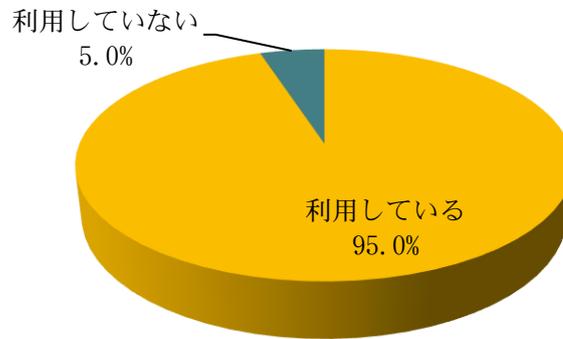


●母親

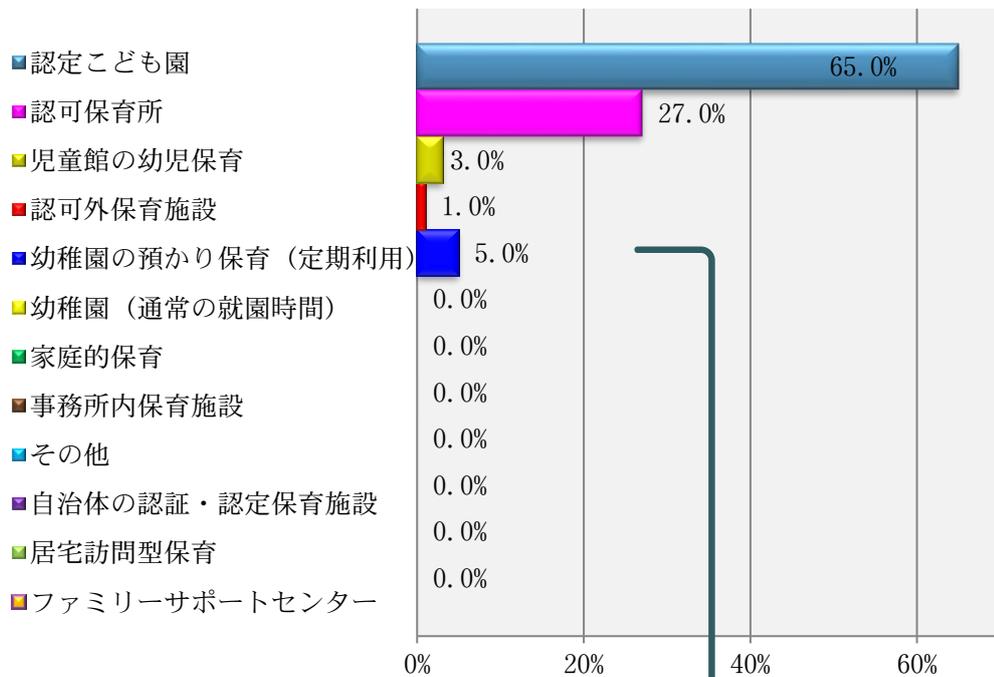


7) 教育・保育施設等の定期的な利用状況

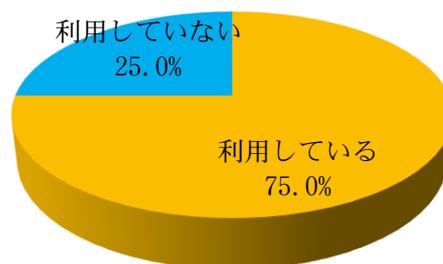
「利用している」が95%と高い割合になっており、前回調査時より約6%増えています。利用している事業は、「認定こども園」が65%と最も高く、次に「認可保育所」が27%となっています。



●利用している事業

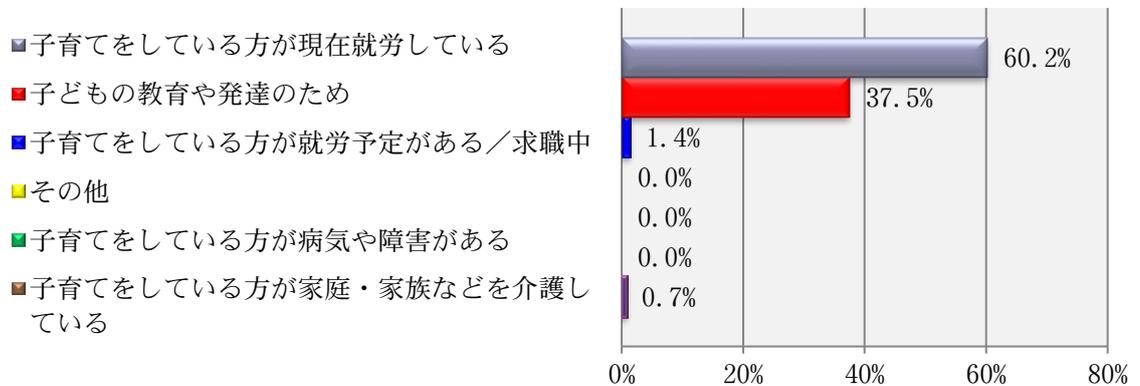


●幼稚園の預かり保育の定期的な利用



8) 教育・保育施設等を定期的にご利用している理由

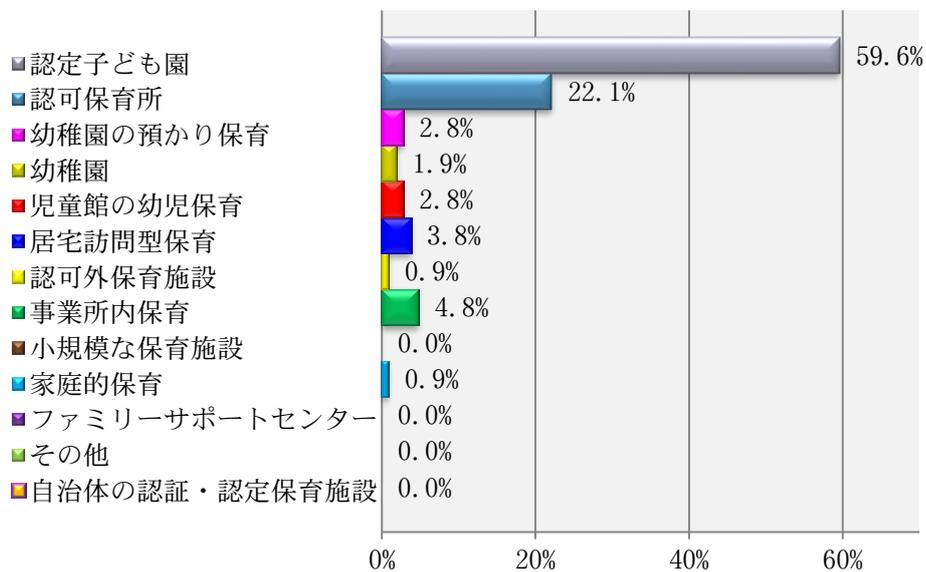
「子育てをしている方が、現在就労している」が60.2%、次に「子どもの教育や発達のため」が37.5%となっていることから、保育環境の充実とともに、お子さんの教育や発達を期待されていることがうかがわれます。



9) 教育・保育施設等の今後の利用希望

「認定子ども園」が59.6%、「認可保育所」が22.1%となっており、全体の8割以上を占めています。

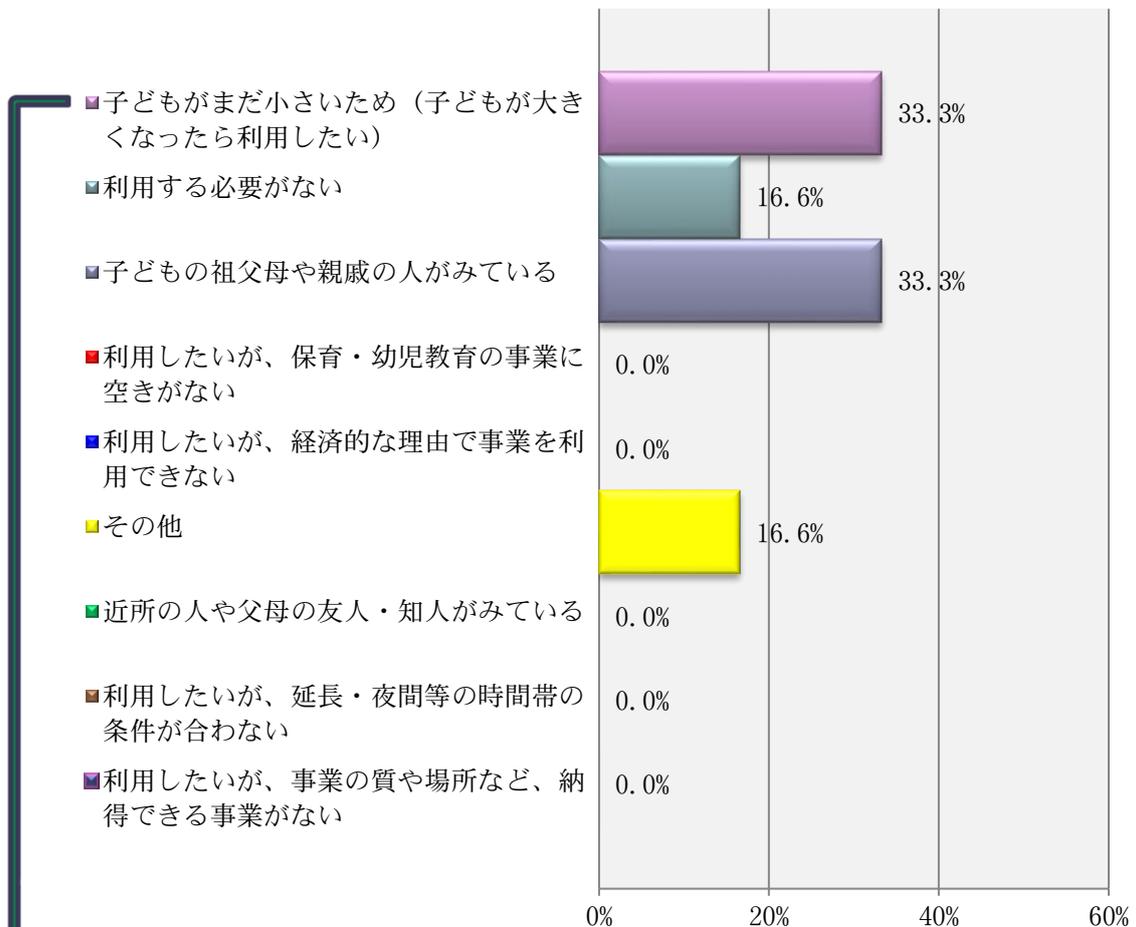
●利用したい事業



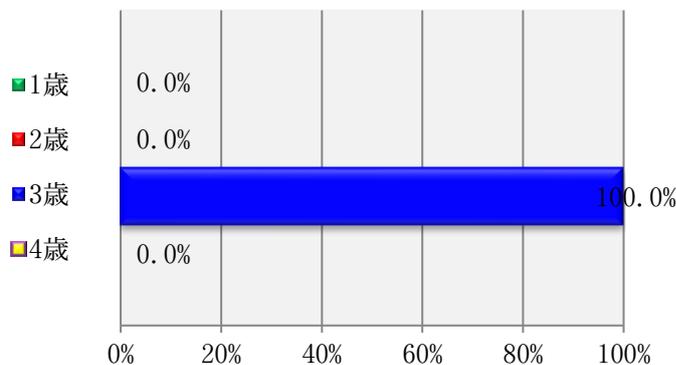
10) 教育・保育施設等を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため（一定の年齢になったら利用したい）」と、「子どもの祖父母等がみている」が33.3%と高くなっています。「祖父母等」にみてもらっている人は、前回調査時より約20%増えました。

●利用していない理由

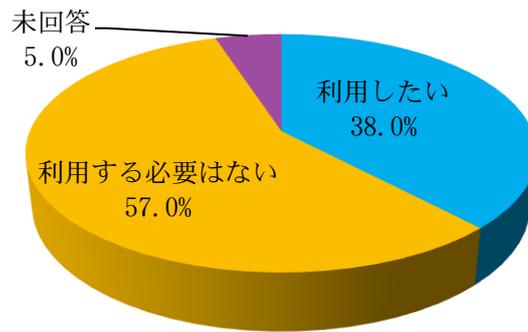


●利用しようと考えている子どもの年齢

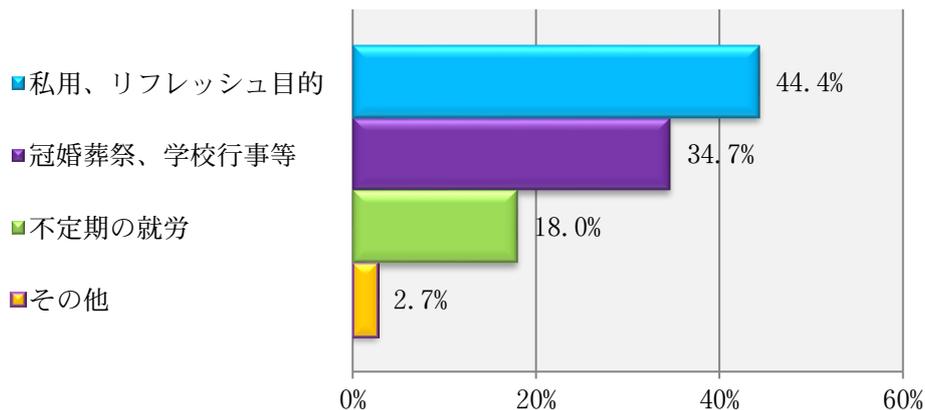


11) 保護者の病気や私用などで、不定期に利用したい事業

「利用する必要はない」が57.0%となっていますが、「利用したい」が38%であり、約4割の方が利用を希望しております。利用したい理由は、「私用、リフレッシュ目的」の割合が44.4%と最も高く、次に「冠婚葬祭、学校行事等」が34.7%、続いて「不定期の就労」が18%となっています。

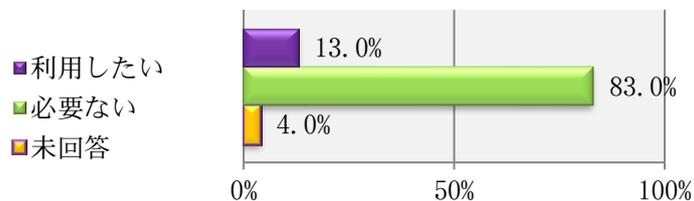


●利用したい理由



12) 保護者の用事により泊まりがけで家族以外に預ける必要があるか

「必要ない」が83%で高い割合となっていますが、利用したいが13%となっており、ニーズの把握が必要とされます。

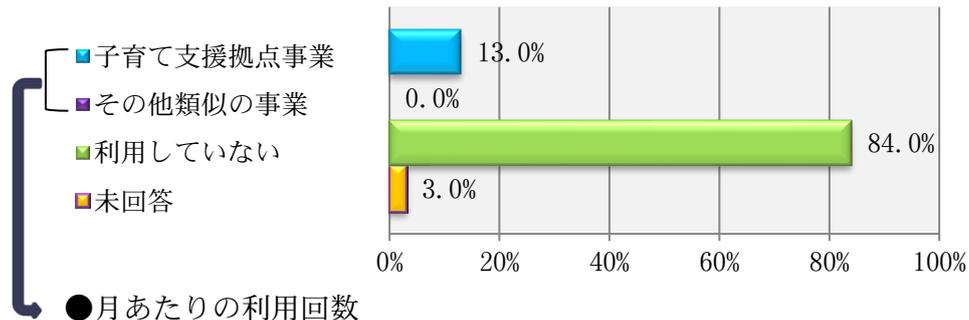


利用したい	冠婚葬祭	年間2泊	疲れ・不安	年間3泊
	病気	年間6泊	その他	年間10泊

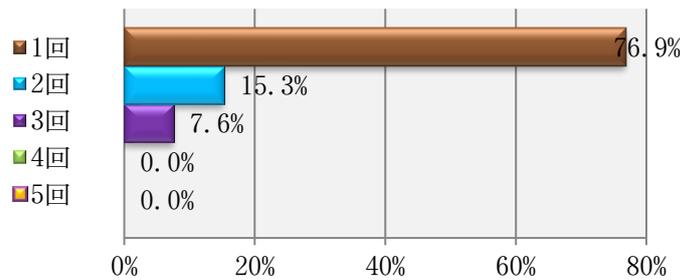
13) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用希望

現在の利用状況は、「子育て支援拠点事業」を利用しているが13%となっています。今後の利用希望については、84%の方が「新たに利用したり、利用回数を増やしたいと思わない」と回答しており、保育施設に入所すると、利用頻度が少なくなるものと思われます。

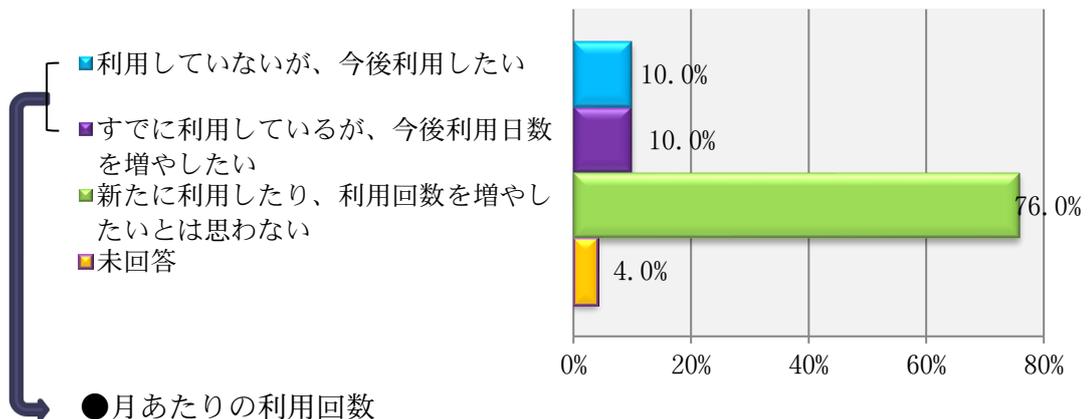
●現在の利用状況



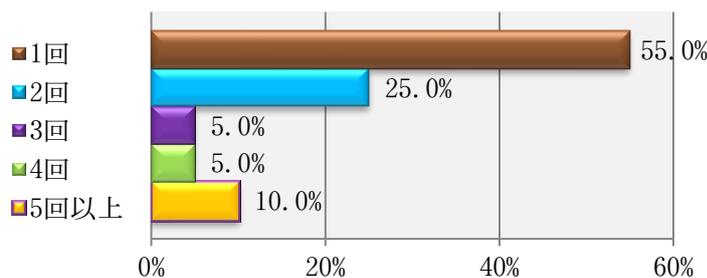
●月あたりの利用回数



●今後の利用希望



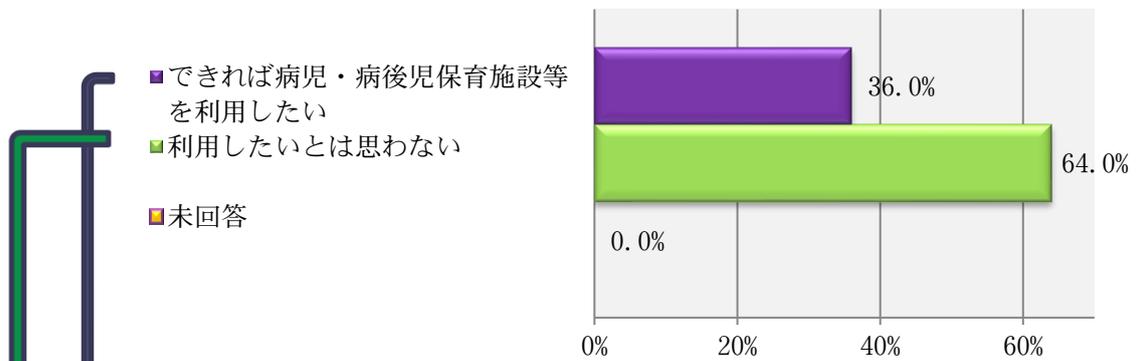
●月あたりの利用回数



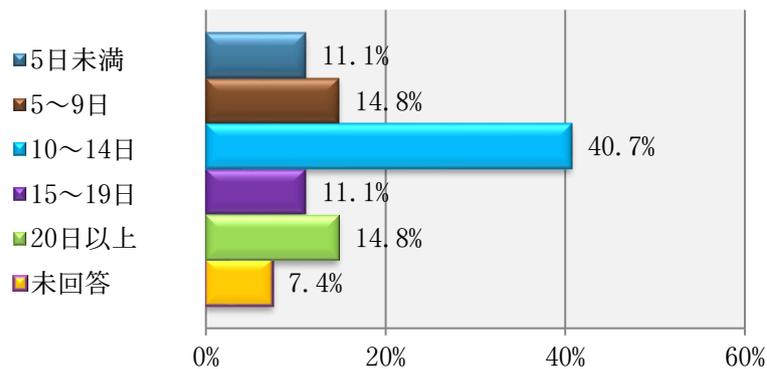
14) 病児・病後児保育の利用希望

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は36%で、前回調査よりも14.7%低くなっております。病後児保育「ジャブ」の今後のあり方の検討が課題となっています。

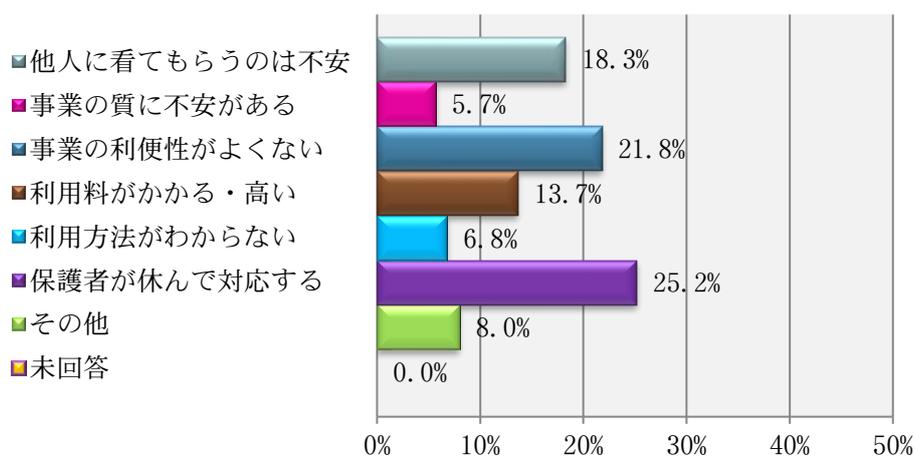
●利用希望



●利用希望日数



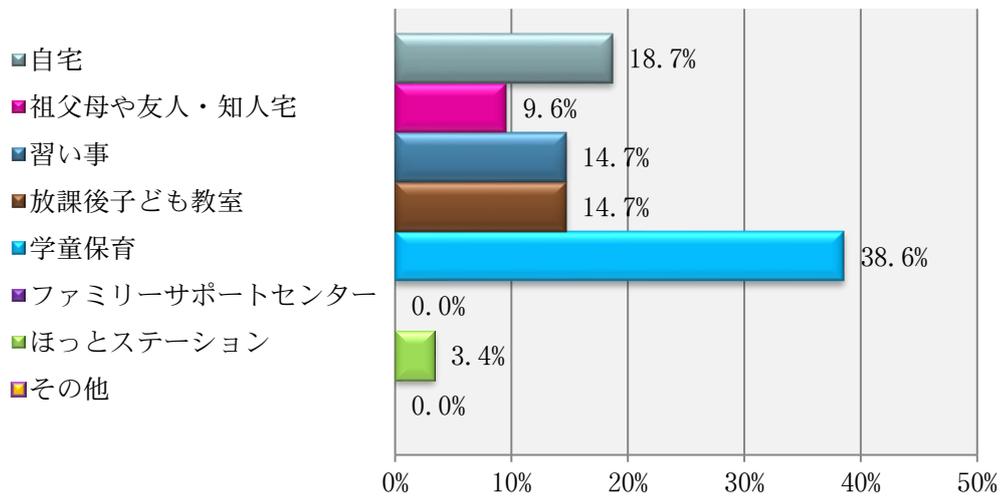
●利用したいとは思わない理由



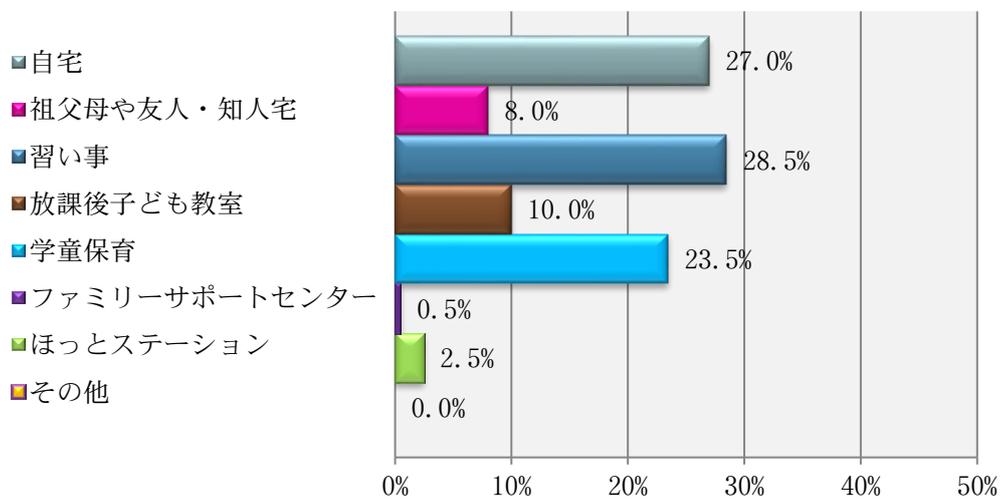
15) 小学校に就学した際に希望する放課後に過ごさせたい場所

低学年では「学童保育」が38.6%で割合が最も高く、次に「自宅」の18.7%となっています。また、高学年では「習い事」と「自宅」が高くなっていますが、「学童保育」も23.5%と前回調査時より7%高く、保育ニーズがみられます。

●低学年（1～3年生）



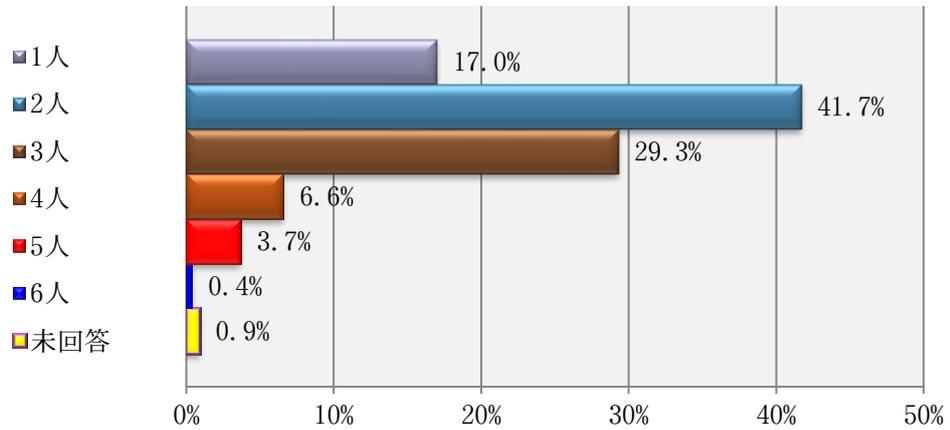
●高学年（4～6年生）



調査対象：小学生の保護者

1) 子どもの兄弟の数

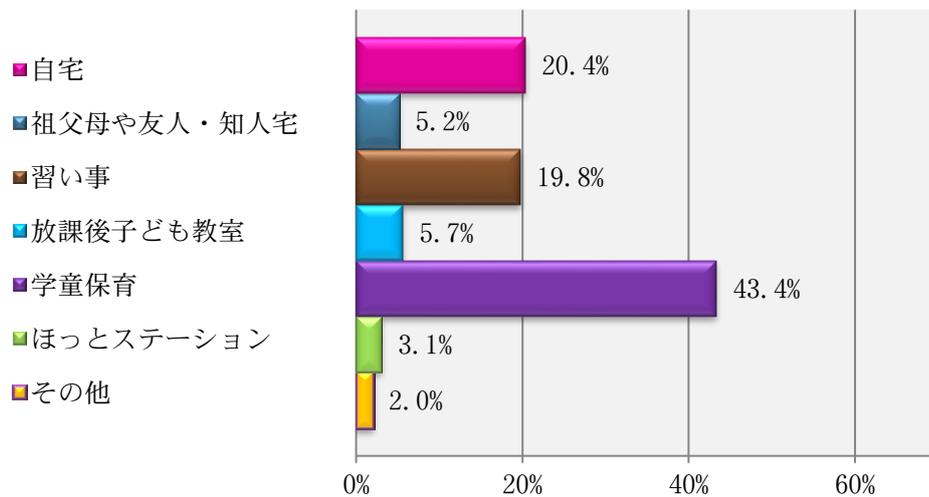
子ども「3人以上」の世帯は40%となっており、「2人」の41.7%とほぼ同数程度となっています。



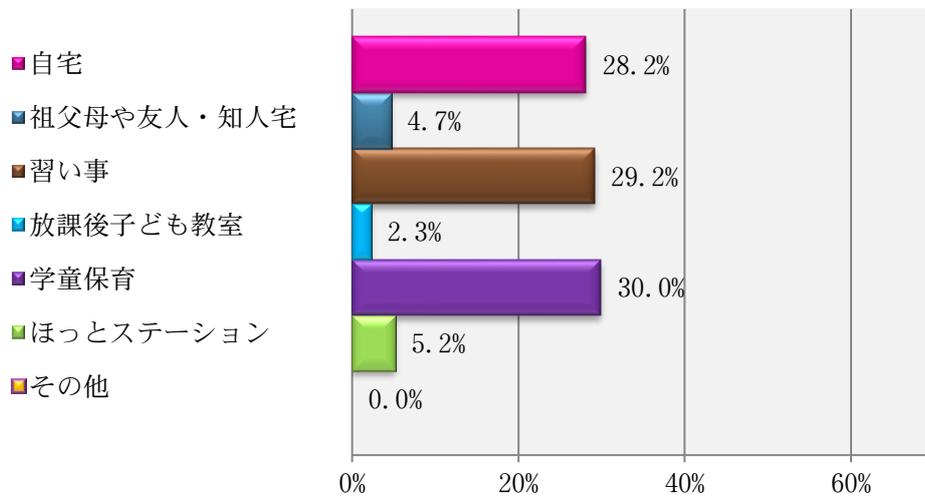
2) 低学年が放課後過ごしている場所、今後、高学年（4～6年生）になった時に過ごさせたい場所

低学年が放課後過ごしている場所は「学童保育」が43.4%となっており、前回調査時より16.3%増えています。今後過ごさせたい場所は「自宅」「習い事」「学童保育」が約30%となっています。

● 過ごしている場所



●高学年になった時に過ごさせたい場所

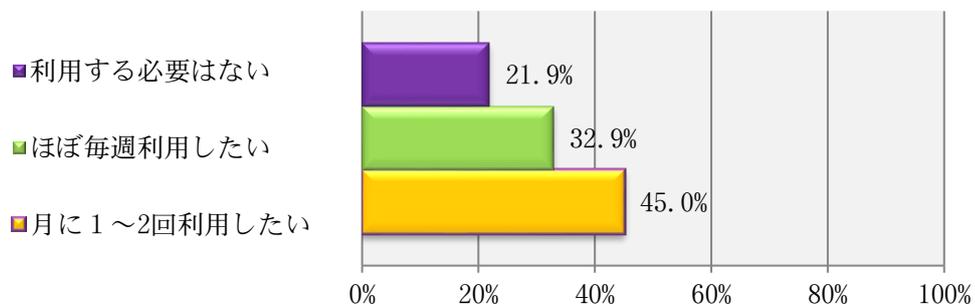


3) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中の学童保育の利用希望（低学年）

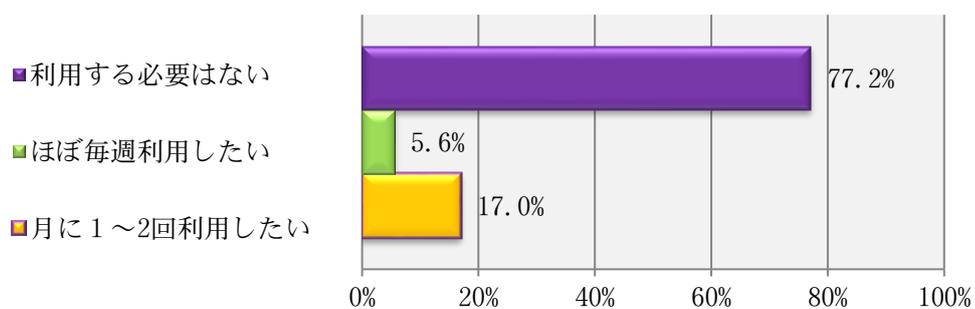
土曜日では「月に1~2回利用したい」が45%と最も高いのに対し、日曜日・祝日では77.2%が「利用する必要はない」と回答されており、日曜・祝日のニーズは高くありません。

また、長期休暇期間中は、「ほぼ毎週利用したい」が78.4%となっており、ニーズの高さがみられます。

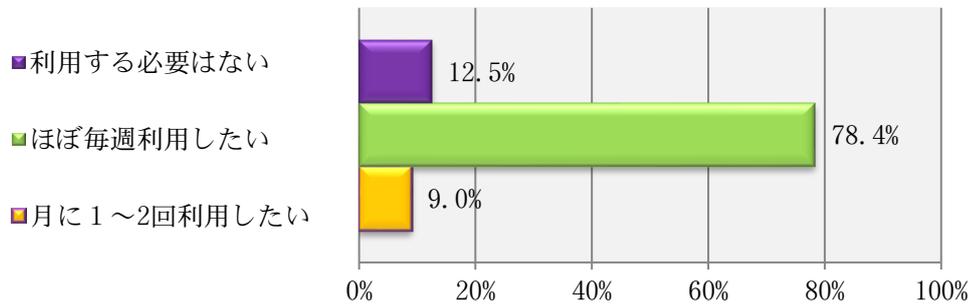
●土曜日の利用希望



●日曜日・祝日の利用希望



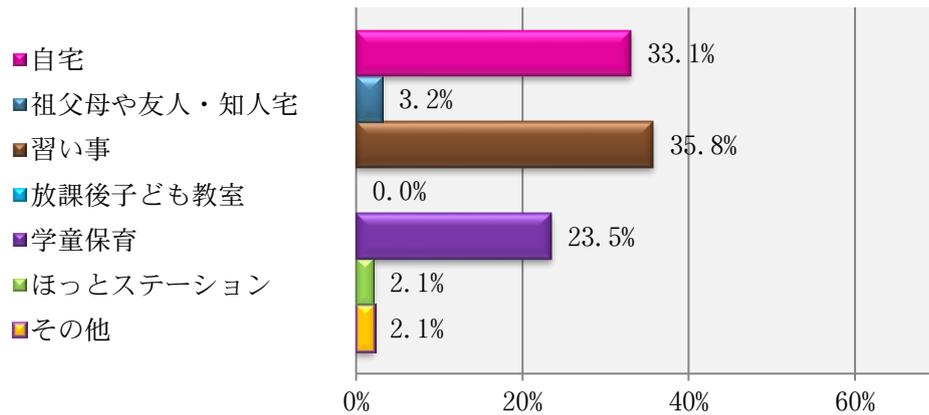
●長期休暇期間中（夏休み・冬休みなど）の利用希望



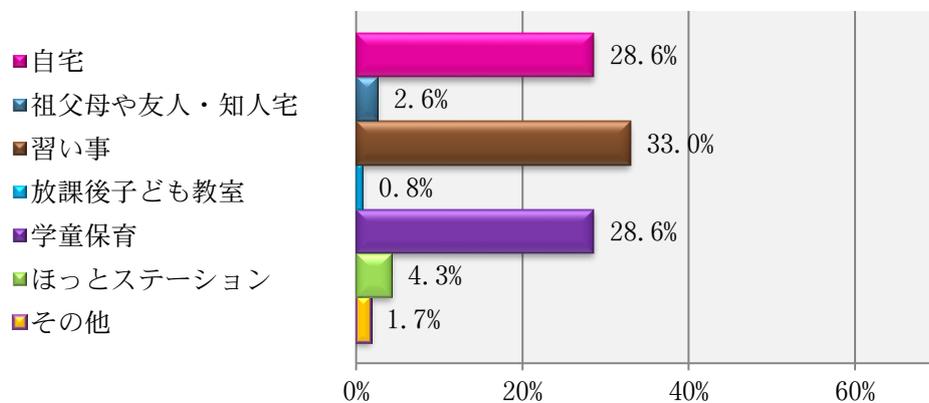
4) 高学年が放課後過ごしている場所、過ごさせたい場所

高学年が放課後過ごしている場所、過ごさせたい場所は「自宅」や「習い事」の割合が高くなっています。高学年も学童保育を利用できるようになった事で、学童保育の利用も次いで高くなっています。

●高学年が放課後過ごしている場所



●今後過ごさせたい場所

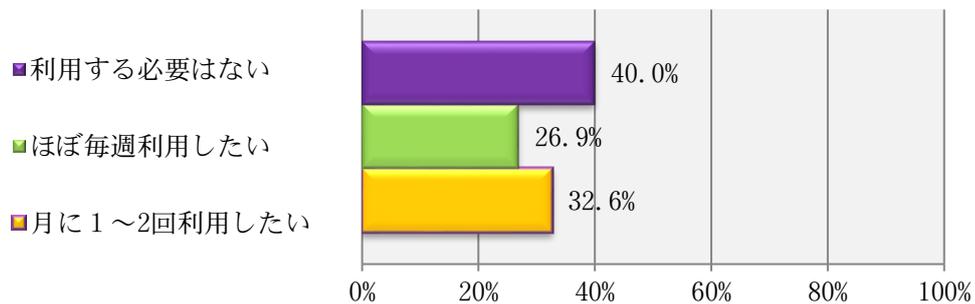


5) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中の学童保育の利用希望（高学年）

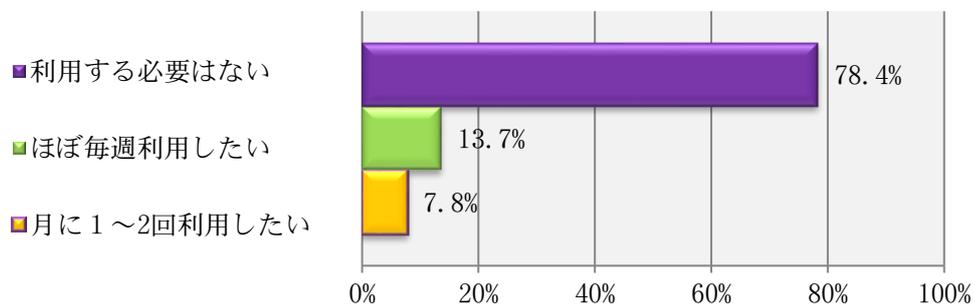
土曜日では「ほぼ毎週利用したい」「月に1~2回利用したい」の合計が約60%となっており、土曜日のニーズが高くなっております。一方、日曜日・祝日では78.4%が「利用する必要はない」と回答しており、日曜・祝日のニーズは高くありません。

また、長期休暇期間中は、「ほぼ毎週利用したい」が70.5%となっており、ニーズの高さがみられます。

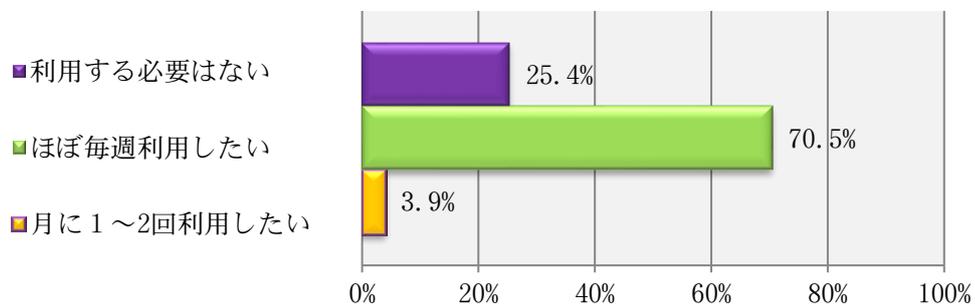
●土曜日の利用希望



●日曜日・祝日の利用希望



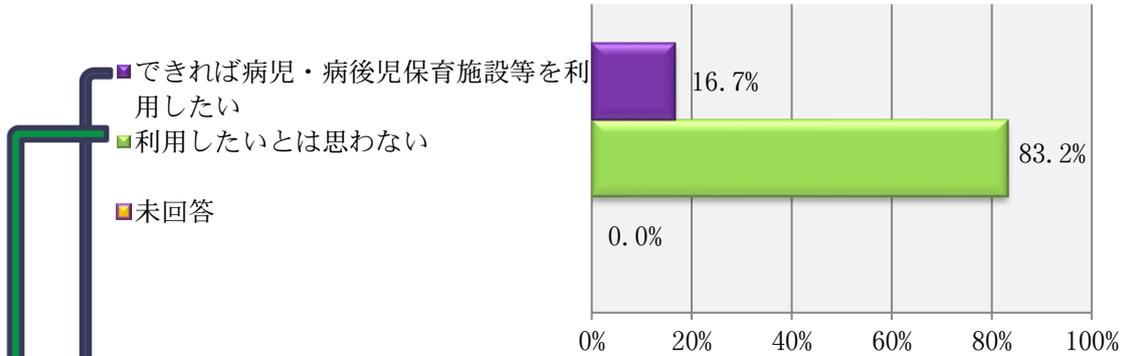
●長期休暇期間中（夏休み・冬休みなど）の利用希望



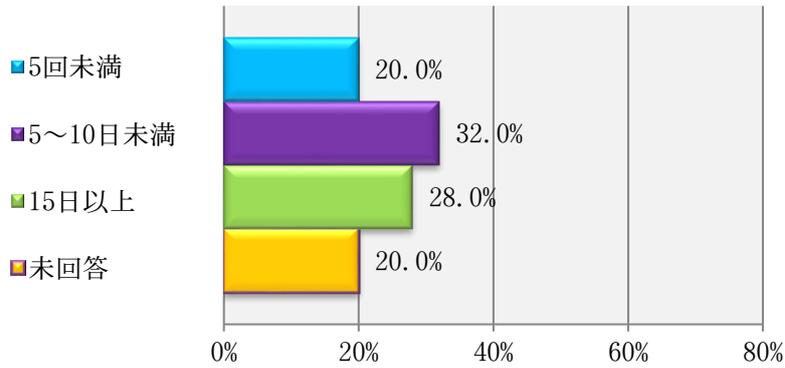
6) 病児・病後児保育の利用希望（小学生）

「利用したいとは思わない」が83.2%と高く、病後児保育「ジャブ」のありかたが問われます。

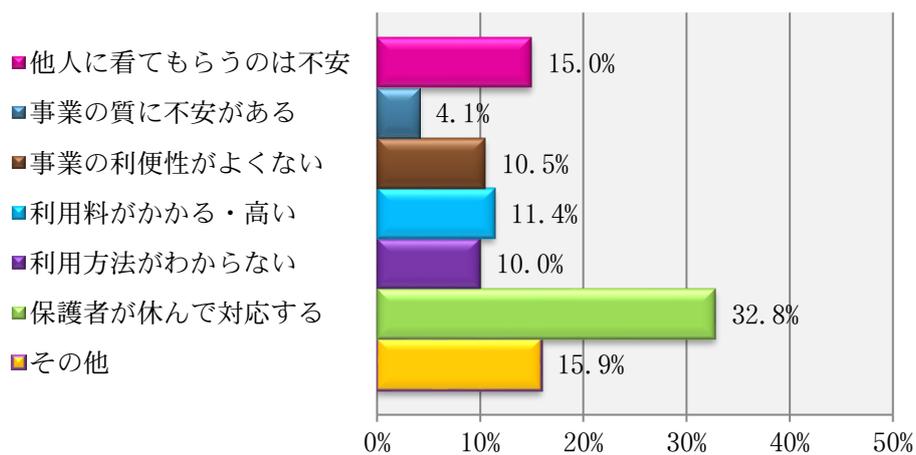
●利用希望



●利用希望日数



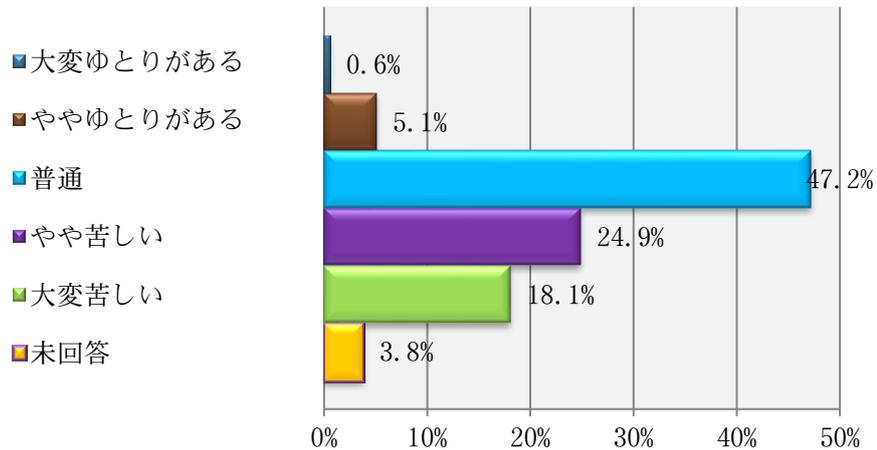
●利用したいとは思わない理由



調査対象：保護者全体

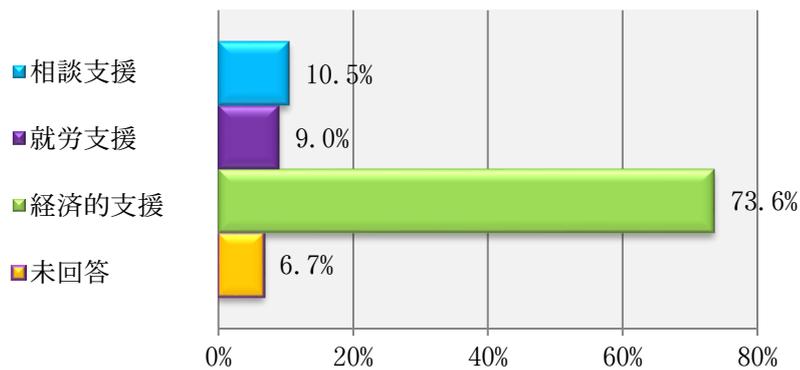
1) 現在の暮らしの状況

「普通」が47.2%と一番多くなっていますが、「やや苦しい」が24.9%、「大変苦しい」が18.1%となっており、足すと「普通」と同じくらいの世帯が、現在の暮らしの状況が苦しいことが分かりました。



2) 希望する支援

「経済的支援」が73.6%と一番多くなっており、各種手当や貸付金などの経済的支援を求めていることが分かります。



自由意見

区分	主なご意見
医療機関	眼科、皮膚科、耳鼻科等が少なく、不便だと感じる。
	急な発熱やけがなどの時はすごく困ります。三戸でも小児科の日数を増やして午後もやってほしいです。
	小児科がない日に具合が悪くなると町外に病院を探さないといけなくて大変。
	近くに毎日通院できる病院がない。
	子どもの急な体調不良に対応できる小児科が近くにない。小児科があっても午後やっていないのが不便。午後診療をしてほしい。
	三戸病院の小児科だけでもweb受付にしてほしい。リモート診察とかを取り入れてほしい。
経済支援・サービス	食費がかかるため、経済的な部分での支援がほしい。
	子育て世帯へのクーポン等があればもっと子育てにやさしい町だと感じる。
	半日、または時間単位で家事代行、育児代行を受けてくれるサービスがあると助かる。
	日曜や祝日の子守。子どもが急に発熱したときの迎えや入院付添など。
	保育利用料、0歳～無料になればありがたい。
	プールの見守り代行などのサービスがあってほしい。
	金銭的な負担が少なく不妊治療ができるような支援、制度があれば良い。
	修学旅行費の無償化検討願います。
	仕事、子育て、家事で心身のゆとりがない。ファミリーサポート提供会員が身近にいてくれたら心強いです。
	産前産後ケアが充実していない。そのため育児がしんどくて次の子を産む気にはなれない。
子どもの発育	何事も一生懸命取り組むが、分からなかったりできないと泣くので、小学校へ行っても大丈夫か心配。
	自宅では偏食で食べたがらず飲み物ばかり要求してくる。何をやってもかんしゃくが止まらない。
	未就学前の子どもの発達を幼稚園保育園などに定期的に視察にきてくれる専門家がいて、幼保の先生方に助言してくれたり、支援や療育が必要な場合はいち早く伝えてくれるサポートがあればいいのかなと個人的には思っています。
	発達障害と言われたが、三戸町には施設がなく他へ通うのが大変でした。
地域	近所のつながりや地域での活動などがあればいいかなと思う。

生活環境	道路（歩道）のガタガタデコボコや、入り口・通路・駐車場など、ベビーカーでも通りやすくした方がいいと思う。
相談・カウンセリング	発達障害や不登校等に対し、1，2ヶ月に1度でもいいので、土、日等に子どもと一緒に相談できる日を町の中でつくってもらえたらいいです。専門の方に相談できるカウンセリングを受けれる場があればいいなと思います。
	話を聞いてもらうだけの子育て支援では何も解決できないと感じた。一時的なものであって、その後の変化は感じられない。
	保健師さんがもう少し相談や話しを親身になって聞いてほしい。近場で話しができる場所を作ってほしい。
	自分が気軽に相談できないのでどうにかしてほしい。
	困ったことがあったらどこに行けばいいのかわかるものがあつたらいい。ホームページやパンフレットなど
教育・保育施設	幼稚園・保育園でも日、祝日も預ける事ができればとても助かります。
	学校行事がかさなった時数時間だけでも見てくれる人がいたら安心だなと思う。
	日曜祝日どうしても子どもの面倒をみるできない時等などに、預けられる施設があるとうれしい。祖父母には安心して預けることが難しいため。
	発熱等で数日間休園しなければならなくなった際、預かり先が限られている、又は預ける時間が限られているため、仕事を連続して休まなければならず、困った。
	一時預かりが使いにくい。
	仕事が休みの日に保育園で預かってもらえるといいのになと思った。
	保育園の先生方が忙しそう。子どもに対して保育者の人数が決まっていることは知っているが、そこに+αとして保育者を配置する支援をしてほしい。
	19時まで延長で預かって欲しい。
居場所・児童館等	子供の放課後の居場所（児童館など）が少ない。
	不登校の子が日中、学校がづらい時に気軽に訪れることができる場所があつたらいいなと感じました。
	支援員さんの確保も難しいと思うが、もう少し迎えの時間を延ばして欲しいです。
病児・病後児保育	子どもが頻繁に熱や風邪でこども園を休み祖父母に頼めないとき、自分たちの有給がどんどん減っていき大変だった。病児保育があればとても助かると感じた。
	病後児保育を利用しようにも病院で書類を書いてもらわないといけなく、何回も病院へ行っていられず、結局利用をあきらめました。
	三戸に引っ越して、病児保育がなくて不便だった。病後児保育ではあまり利用できるタイミングがなかった。

医療費申請	小児科の利用について、県外の病院では一時的にお金を払わなければいけないこと。
	毎回お金を支払って、領収書を役場の窓口に持参するのが大変。
	県外の小児科受診でも医療費申請しなくてもいいように連携してほしい。
遊び場	自宅近くの公園の遊具はさびていてとても危険です。撤去するところも増えていますが、直して遊べると子どもたちは喜ぶと思います。
	日曜や祝日も利用できる施設がほしい。
	子どもの遊ぶ場所が本当に少ない。公園の遊具が老朽化しているので、改修してほしい。遊びたいと思わせるような公園や施設を作ってもらいたい。
	雨天の時でも室内で遊べる場所があると嬉しい。使われていない校舎の体育館などを利用して遊べる場所が三戸にもあったらと思う。
	関根ふれあい公園に東屋みたいな屋根を設置してほしいと思った。日影がなく、直射日光はツライと思います。
	公園や町民体育館などに安心して子どもと遊びに行くのはできない。利用の仕方があまりよくない人が多い。不安がある利用の仕方やマナー、町や親が協力して意識していかなければいけないのではないだろうか。
	小学生になったら土日など家族で利用できる屋内施設が少ないと思う。
子育てサポート祝金	少子化で三戸町の子どもが大幅に減少しているので、第3子以降のお子さんへ祝金の支給ではなく、第1子から支給するべきだと思う。
	実際に利用させていただいています。とても助かっています。今後も続けてほしいです。
	お祝い金は嬉しいが、その他が大変なので3人目は計画していない。
	1人目からでも平等に受けられるサポートがあればいいと思います。
	子育て支援は全ての子どもに適応させてほしい。
職場環境	もっと親が休みやすい環境や休暇（有給）などの制度があれば良いと思う。
	子どもの看病に関する休みの場合有給ではない何か特別な休み（給料が減らない休み）があれば親としては助かる。
	もう少しパートの方の給料を上げてほしい。
	職場のできるなら短時間勤務を利用したい。

家庭	父親の協力が不十分と感じる時が多々ある。
	まだまだ家の中で意識の低い人が存在します。どうしたら大変さを理解して寄り添ってもらえるのでしょうか？
	片親なので、子育てや今後のことについていろいろ不安である。
	何より大事なのは行政からのサポートよりも家族だと思います。子どもに関する責任は全て母親。この構図にとっても嫌悪感を覚えました。社会的に子育てについての認識が変わってほしいと思います。世の中のお母さんはみんな疲れています。おじいちゃんもおばあちゃんもお父さんもみんな子育てする世の中になってほしいと願っています。
行政	せっかく子育てへの支援がされていても、その支援が三戸町でも行われていることを知る機会が役場へ実際に行く or 自分で問い合わせるしかないのが少し残念。HPも古いままだし、検索にも引っかからない。
	健診は三病か県内の利用でなければいけないというところに不便さを感じています。いつも見てもらっている小児科の先生に健診もみてもらいたい。
	アンケートではなく1人1人直接会って生の声を聞いた方がいいと思う。
	出産～仕事復帰までは収入がないため、住民税等の支払はとてつらい。収入がないタイミングではなく復帰後か、免除にしてほしい。
学校・クラブ	小学生のうちから部活をさせたいと思っていますが、学校近くでの活動ではないため、送迎が必要になり、検討中です。月謝もかかるようですし…。個人ではなく、町が主体で実施しているものは何かあるのでしょうか？
	習い事に通うのが大変。クラブ活動がないので中学校に入った時と、周りとの差が心配。クラブ活動に送っていくのにも現実的に無理。
	学校の友人関係のトラブル。
	部活の送迎が負担になる。

第3章 事業計画の基本的理念・方針について

1 計画の基本理念

本計画では、町の総合振興計画の基本目標と、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、子どもたちやその保護者、子育て支援の関係者、すべての方が笑顔になるように、また安心して子育てができ、お互いに成長できるように、基本理念を以下のとおり決めました。

笑顔かがやき 支え合い・育ち合えるまち さんのへ

2 計画の基本目標

本計画の基本理念と、国が目指す「こどもまんなか」社会の実現ができるよう、以下のように基本目標を設定しました。

◇子どもの幸せな成長

令和5年4月に施行された「子ども基本法」では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。また「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。三戸町もこの目標のもと、施策を展開していきます。

◇ライフステージに応じた切れ目のない支援

令和8年度の設置を目指す「こども家庭センター」において、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て世帯の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供し、個々の家庭の課題・ニーズに応えるため、サポートプラン、コーディネート、継続的なマネジメントを実施していきます。

◇地域社会との連携

国の施策として、「子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を実効あるものとするために、地域社会、企業など様々な場で、すべての人が子どもや子育て中の人を応援するといった社会全体の意識改革を進めることを目的とした「こどもまんなかアクション」がスタートしています。三戸町でも、地域で支え合い、地域全体で子育てする社会を目指します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策等
笑顔かがやき 支え合い・育ち合えるまち さんのへ	子どもの幸せな成長	<p>①子育て家庭への相談、支援体制の充実 妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行う体制を整備するため、手続きや相談窓口の一本化を目指します。</p>
	ライフステージに応じた切れ目のない支援	<p>②要保護児童対策協議会の充実 要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関との情報の交換、共有を行い、児童虐待の早期発見、対応、支援、アフターケアを行います。</p> <p>③子育て世帯への経済的支援の充実 医療費の助成や各種手当等の支給、保育料無償化等、子育て世帯の経済的支援の充実に努めます。</p>
	地域社会との連携	<p>④保育サービスの充実 延長保育、一時預かり、病後児保育など、多様化する保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。</p> <p>⑤子どもの居場所の充実 地域や子育て支援団体等と連携し、放課後児童クラブ等の子どもの居場所や遊び場の充実を図ります。</p>

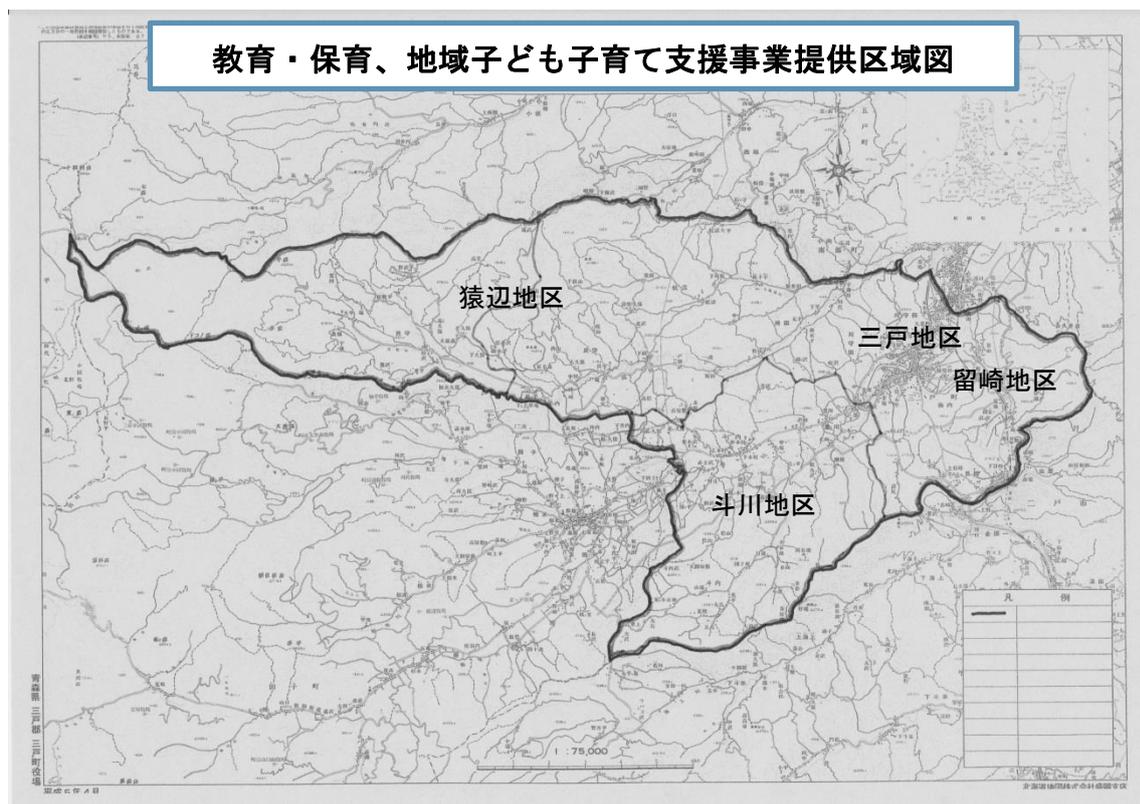
第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの設定

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、現在の利用状況に、利用希望を踏まえ、本町の地域特性を加味して設定しました。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

本町内の現在の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、提供施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、町内全域を1区域として設定します。



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 事業概要

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

2) 保育の必要性の認定区分

教育・保育の給付に係る認定は、次の1～3号の区分で行います。

1号認定	満3歳以上で、学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性なし)
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

3) 教育・保育提供施設・事業の区分

① 特定教育・保育施設

幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず満3歳から入園できます。
認可保育所	保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と認可保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

② 特定地域型保育事業

市町村による認可を受けて実施する次の4種類の保育事業です。

小規模保育事業	定員 6～19 人の比較的小規模の保育事業
家庭的保育事業	定員 5 人以下で、保育者の居宅等で保育する事業
事業所内保育事業	企業が行う、主に従業員の子どもの保育する事業
居宅訪問型保育事業	保育者が、子どもの居宅において保育する事業

③ 認可外保育施設

県や町の認可を受けていないが、一定の施設基準をクリアしている保育施設

4)量の見込みと確保方策

単位:人

年度	年齢	3~5歳		2歳	1歳	0歳	合計	
		1号	2号	3号				
R7	児童数見込		107		28	28	20	183
	量の見込①(利用希望)		20	86	25	25	10	166
	確保方策② (整備目標)	特定教育・保育施設	30	90	28	32	20	200
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設			1	1	1	3
		計	30	90	29	33	21	203
過不足②-①		10	4	4	8	11	37	
R8	児童数見込		100		28	20	20	168
	量の見込①(利用希望)		20	80	25	17	10	152
	確保方策② (整備目標)	特定教育・保育施設	30	90	28	25	20	193
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設			1	1	1	3
		計	30	90	29	26	21	196
過不足②-①		10	10	4	9	11	44	
R9	児童数見込		80		20	20	20	140
	量の見込①(利用希望)		20	70	17	17	10	134
	確保方策② (整備目標)	特定教育・保育施設	30	80	20	25	20	175
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設			1	1	1	3
		計	30	80	21	26	21	178
過不足②-①		10	10	4	9	11	44	

年度	年齢	3~5歳		2歳	1歳	0歳	合計	
		1号	2号	3号				
R10	認定区分		1号	2号	3号			
	児童数見込		76		20	20	20	136
	量の見込①(利用希望)		15	60	17	17	10	119
	確保方策② (整備目標)	特定教育・保育施設	20	70	20	25	20	155
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設			1	1	1	3
計		20	70	21	26	21	158	
過不足②-①		5	10	4	9	11	39	
R11	児童数見込		68		20	20	20	128
	量の見込①(利用希望)		15	60	17	17	10	119
	確保方策② (整備目標)	特定教育・保育施設	20	70	20	25	20	155
		特定地域型保育事業						
		認可外保育施設			1	1	1	3
		計	20	70	21	26	21	158
過不足②-①		5	10	4	9	11	39	

【取組の方向】

就学前の子どもの数は減少していますが、保育士不足などの理由により、不安定な利用調整が続いています。安心して仕事と子育ての両立ができるように、町と施設で連携を図りながら、現状の施設数を維持し、待機児童を発生させない体制を整備します。また、必要な職員の確保等、質の向上に努めていきます。

(2)地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

◇量の見込みと確保方策

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	基本型	1か所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
確保方策		1か所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
量の見込み	特定型	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
確保方策		0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
量の見込み	こども家庭センター	0カ所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策		0カ所	1か所	1か所	1か所	1か所
取組の方向		SANIぽぼがその機能を担ってきました。今後は令和8年度に設置予定のこども家庭センターでの実施を目指します。				

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等で通常の開所時間(11時間)を超えて保育する事業です。

◇現状

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	3か所	3か所	3か所	三戸保育園・ミューズ保育園
利用者数/日	40人	30人	27人	いずみ幼稚園

◇量の見込みと確保方策

(1日当たり)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	54人	54人	54人	54人	54人
確保方策	54人	54人	54人	54人	54人
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
取組の方向	保護者のニーズを把握しながら、引き続き支援を継続していきます。				

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき実費徴収(日用品や文房具等の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加費用等)の全部又は一部を助成する事業です。本事業は生活保護受給者が対象となります。

◇量の見込みと確保方策

(年間)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
取組の方向	近年の実績はありませんが、対象者があった際は、漏れのないように補足給付を実施します。				

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4-1 巡回支援

特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進のための調査研究、設置・運営を促進するための支援をする事業です。本町では定員が確保できておりますので、新たに民間事業者を参入させての実施はありませんでした。

4-2 特別支援

健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する事業です。町単独として障がい児保育補助事業を実施しています。

4-3 多様な集団活動事業の利用支援

多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業です。対象となる施設がないため、実施はありませんでした。

⑤放課後児童対策(放課後児童クラブと放課後子ども教室)

5-1 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

◇現状

■放課後児童クラブ(町営)

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	中央児童館
登録者数	129	141	133	斗川児童館

■認定こども園による学童保育(私営)

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	ミューズ保育園
登録者数	22	24	24	

■放課後や長期休業中の小学生の居場所(委託)

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	ふくじゅそう (ほっとステーション)
登録者数	16	12	11	

◇量の見込みと確保方策

(年間)

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1年生	36	34	46	23	27
	2年生	36	34	32	44	22
	3年生	42	32	30	28	39
	4年生	32	34	26	25	23
	5年生	23	24	26	20	19
	6年生	15	14	15	16	12
確保方策	登録数	184	172	175	156	142
	施設数	4	4	4	4	4
取組の方向		少子化に伴い登録数も徐々に減少する見込みではありますが、待機児童が発生しないよう実施していきます。				

5-2 放課後子ども教室

小学生を対象に、地域の大人の協力を得て安全・安心して活動できる子どもの活動拠点を設け、放課後や週末等における様々なスポーツや文化活動、地域住民との交流活動を通して心豊かでたくましい子どもたちを育む事業です。

◇現状

(年間)

	R3	R4	R5	R6実施事業
実施施設数	2 箇所	1 箇所	1 箇所	三戸小なかよし教室 杉沢子ども教室(R3 まで)
利用者数	19人	13人	13人	

◇整備計画

(年間)

	R7	R8	R9	R10	R11
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	25人	25人	25人	25人	25人
取組の方向	三戸小なかよし教室は、中央児童クラブと一体的に事業を実施しており、今後も継続していきます。				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設において必要な養護・保護を行う事業です。

6-1短期入所生活援助事業(ショートステイ)

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
取組の方向	引き続きニーズの把握に努めていきます。				

6-2夜間養護等事業(トワイライトステイ)

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
取組の方向	引き続きニーズの把握に努めていきます。				

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況及び養育環境等の把握、養育についての相談・助言・援助を行う事業です。

◇現状

(年間延べ)

	R3	R4	R5
訪問人数	31人	50人	42人

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
取組の方向	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。				

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

◇現状

	R3	R4	R5
訪問世帯	1世帯	0世帯	0世帯

◇量の見込みと確保方策

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
取組の方向	乳児全戸訪問事業や乳児健診事業等で、養育支援が必要と思われる家庭際は、適切な支援へとつなげます。				

(子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門強化と、ネットワーク機関間の連携を図る取組を行う事業です。当町では実施していません。

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が互いに交流を行う場を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を行う事業です。

◇現状

(年間延べ)

	R3	R4	R5	R6 実施施設・団体
実施施設数	1か所	1か所	1か所	施設:ふくじゅそう 団体:NPO
利用者数/年	1,781人	2,117人	2,521人	法人子育て支援ネットゆりかご

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
取組の方向	現在実施している「のぼたん広場」を継続して開設していきます。また、事業の周知のため、広報活動の強化を図ります。				

⑩一時預かり事業

10-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼稚園等を利用する保護者(1号認定)のニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や長期休業日に希望する在園児の預かりを行う事業です。

◇現状

(年間延べ)

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	2か所	2か所	2か所	いずみ幼稚園
利用者数	2,122人	2,531人	882人	ミューズ保育園

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人
確保方策	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人
取組の方向	1号認定でも、新2号となる世帯も多く、必要とする方がサービスを受けることができるように、引き続き受け入れ体制の確保に努めます。				

10-2 在園児対象型を除く一時預かり

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、保育所等で一時的に預かる事業。

◇現状

(年間延べ)

	R3	R4	R5	R6実施施設
実施施設数	1か所	1か所	2か所	ミューズ保育園
利用者数/年	154人	224人	84人	

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	100人	100人	100人	100人	100人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
取組の方向	ミューズ保育園で実施します。近年、共働き家庭の増加により保育所、認定こども園(保育所部分)利用の低年齢化が進んでいます。利用者は減少していますが、必要としている方がサービスを受けることができるように、引き続き受け入れ体制の確保に努めます。				

①病児保育事業(病後児対応型)

病気の回復期等にある保育を必要とする乳幼児等を対象に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で保育士・看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では病後児対応型として「ジャブ」を設置しています。

◇現状 (年間延べ)

	R3	R4	R5	R6実施施設
利用者数	25人	1人	17人	病後児保育室
稼働日数	25日	1日	15日	「ジャブ」

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	36人	36人	36人	36人	36人
確保方策 (施設数)	36人 (1か所)	36人 (1か所)	36人 (1か所)	36人 (1か所)	36人 (1か所)
取組の方向	直営で「ジャブ」を実施していますが、利用者数は伸び悩んでいます。事業の周知と、病児・病後児保育の民間への委託についても検討していきます。				

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整、講習の実施を行う事業です。

本町で直接実施しておらず、八戸市ファミリー・サポート・センターの利用を斡旋しています。

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
取組の方向	当町での直接実施はせず、引き続き八戸市ファミリー・サポート・センターを利用していきます。				

⑬妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◇現状 (年間延べ)

	R3	R4	R5	健診回数/人
受診者数	47人	45人	41人	14回 無料
健診回数	552回	575回	489回	

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

計画	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	24人	25人	25人	25人	25人
確保方策	実施場所及び実施体制:町長が委託した機関 検査項目:健康状態の把握、検査計測、保健指導 適時の医学的検査 実施時期:妊婦期間				
取組の方向	継続して、妊婦1人当たり14回の健康診査を実施します。				

※子ども・子育て支援法及び児童福祉法改正により新たに新設された事業です。
支援が必要とされる方に適切な支援が届くよう、ニーズの把握に努めます。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人

②児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談を行う事業です。

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

③親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

◇量の見込みと確保方策 (年間延べ)

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

④妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

⑤乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

満3歳未満で保育所等に通っていない子どもで、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用を可能とする事業です。

◇量の見込みと確保方策

(年間延べ)

		R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人
1歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人
2歳児	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

(3)切れ目のない子育て支援

1)こども家庭センターの設置(新規)

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て包括支援センター(母子保健)という2つの機能を統合し、切れ目のない一体的な支援を行う新しい拠点となる「こども家庭センター」の設置を目指します。

①対象

妊産婦、子育て世帯(保護者)、こども

②主な事業内容

- ・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- ・把握・情報提供、必要な調査、指導等。
- ・支援を要するこども、妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整。
- ・保健指導、健康診査等。
- ・支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成。
- ・地域資源の開拓

2)こども誰でも通園制度の実施(新規)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。令和8年度から実施予定です。

3) 子育て支援に関する情報提供の充実

①子育てガイドブックの作成

妊娠・出産・子育てに関するサービスの情報をまとめた、子育てガイドブックを作成します。

②ホームページの充実

町のホームページや子育て応援サイト「のぼたんくらぶ」を活用し、子育て支援サービスや施設に関する情報の提供を行っていきます。

③情報の発信

町の広報やホームページ・sns等を活用し、子育て支援の正確な情報の発信を目指します。

4)妊婦・出産期における支援

①マタニティ健康相談

母子健康手帳交付時に、これからの出産に向けて、健康に過ごし、安心して出産ができるように保健師が健康相談を行います。

②妊婦健康診査

妊婦さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長を促し、安全で安心なお産を迎えていただくため、定期的な健康診査が無料で受けられるように「妊婦健康診査受診票」を14回分交付します。

③出産・子育て応援給付金

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるよう、面談や家庭訪問による相談を行い、妊娠期から子育てを応援するため、給付金を支給します。

○出産応援給付金・妊娠の届出をした妊婦 妊婦一人につき5万円

○子育て応援給付金・出産した児童を養育する者 対象児童一人につき5万円

5)乳幼児期～学齢期、青年期における支援

①妊産婦・乳児訪問指導

誕生したすべて乳児及び妊産婦さんを対象に、母子の健康増進のため、妊婦・産後の健康管理と赤ちゃんの成長発達を保健師が訪問して支援します。

②乳幼児健診等

乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援する事業です。

※令和6年度実施内容

乳児一般健康診査、3か月児健康相談、9か月児健康相談

1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、3歳児精神発達精密健診

4歳児健康相談 股関節脱臼検診

③予防接種

出生届の際に「わんぱくノート」を交付し、予防接種を個別に実施する事業です。

○定期予防接種(無料)

B型肝炎、ヒブ、四種混合、二種混合、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、五種混合
単独不活化ポリオ、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん

○任意予防接種(一部助成)

インフルエンザ

④乳児おむつ券購入費助成

お子さんが誕生した世帯に、おむつ購入費5,000円を支給します。社会福祉協議会で実施しています。

⑤育児用品購入費助成

0歳～2歳児のお子さんがある世帯に、購入費 5,000 円(月額)を支給します。

⑥子育て相談

お子さんのからだ、予防接種、病気、栄養、ことばの発達やしつけなどの相談に保健師が応じます。

○子育てなんでもダイヤル(保健センター)

○子育て巡回相談(保育所、認定こども園、児童館、ほっとステーション)

⑦子ども医療費助成

子どもが病気やけがで入院・通院した場合は、医療費の自己負担分(保険診療分)の全額を助成します。

⑧保育料軽減

0歳～2歳児の保育料について、令和6年8月分から無償化となりました。

⑨教育・保育施設副食費助成

3歳以上のおさんが利用する教育・保育施設に負担する副食費(おかず代)を全額負担します。

⑩子育てサポート祝金(制度見直し中)

3人以上のおさんを養育している家庭に対し、出産祝金 50 万円を始め、高校卒業までの間に切れ目のない経済的支援を行います。

※令和6年度支給内容

出産祝金	500,000 円(100,000 円×5 年間)
小学校入学祝金	30,000 円
小学校給食費・教材費支援金	12,500 円×6 年間
中学校入学祝金	40,000 円
中学校給食費・教材費支援金	22,500 円×3 年間
中学校卒業(高校入学)祝金	50,000 円
高等学校等教材費支援金	30,000 円×3 年間

⑪児童手当

高校生年代(18歳年度末)までのおさんを養育する方に、子どもの健やかな育ちを支援するために支給する手当です。

※令和6年10月からの支給内容

・3歳未満	月額 15,000 円
(第3子以降)	月額 30,000 円
・3歳以上高校生年代	月額 10,000 円
(第3子以降)	月額 30,000 円

⑫馬場のぼる、赤ちゃん絵本プレゼント

絵本の読み聞かせの大切さを理解してもらい、親子がふれあいを持ち、子どもが情緒豊かに育つことを目的に、生後 2～3 か月の乳児に三戸町出身の絵本作家「馬場のぼる」氏の絵本及び赤ちゃん絵本をプレゼントします。

⑬早寝早起き朝ごはん運動

早寝早起き朝ごはん運動の啓発(生活リズム講演会、睡眠記録による生活習慣調査など)により、基本的な生活習慣が身についた健やかな子どもたちの育成を目指します。

⑭家庭教育学級

保護者等を対象に家庭教育に関する講演会等を実施し、親子がともに学び育ち会える環境を目指します。

⑮子どもの居場所

屋内遊び場の新設、屋外遊具の設置等の検討をし、子どもの居場所の充実を目指します。

(4)特別な支援が必要な子どもの支援

1)児童虐待防止対策の充実

①相談体制、要保護児童対策協議会の充実

プライバシーが確保され、安心して通告・相談ができる体制を整え、協議会の関係機関で子どもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い、適切な対応をしていきます。

②子ども家庭相談の充実

家庭における適正な子どもの養育と、養育に関連して発生する種々の問題の解決を図るため、専門的に相談、指導を行います。また、複雑、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し、家庭及び子どもへの面談や訪問等を行う等、支援体制の充実を図ります。

2)ひとり親家庭への支援の充実

①ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭を対象に、子どもが 18 歳に達する年度末まで医療費を助成する制度です。

※令和6年度助成内容

子ども：入院、通院全額

父母：入院、通院(一医療機関ごとに、月 1,000 円の自己負担)

②児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定、自立の促進を目指し、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和6年11月以降分支給内容

子どもの人数	全部支給	一部支給
第1子	45,500円	45,490円～10,740円
第2子加算額	10,750円	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	第2子加算額と同じ	第2子加算額と同じ

③自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実

ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図ります。

3)子どもの貧困対策

保育園や認定こども園、児童館、学校などと連携し、支援を必要とするこどもの把握に努めます。相談支援体制を充実させるなどの各種支援策を推進していきます。

4)障がい児施策の充実

①特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※令和6年度支給額

重度障がい児(1級) 55,350円、中度障がい児(2級) 36,860円

②障がい児保育事業

教育・保育施設における障がい児等の保育を円滑に実施し、障がい児の健全な社会性の成長を促進するため、障がい児を受け入れる施設に対して補助を行います。

③自立支援医療「育成医療」助成

身体に障がいがある 18 歳未満の児童で、放置すれば将来障がいを残すおそれがある大きな疾病を有する児童が、医療機関で入院治療や手術によって確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の一部を助成する制度です。

④重度心身障がい者(児)医療費助成

重度心身障がい者(児)の健康保持と療育の推進により福祉の増進を図るために行う医療費を助成する制度です。

○対象となる手帳の種類と等級

- ・身体障がい者手帳 1級～3級(3級は内部障害のみ)
- ・愛護手帳 A
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1級

○対象となる医療費

- ・入院、通院(一部自己負担あり)

⑤障がい児福祉手当

20歳未満で精神又は身体に障がいがあり、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の障がい児に対して支給される手当です。

※令和6年度月額 15,690円(所得制限あり)

⑥障がい福祉サービスの利用支援

支援サービスや利用可能な事業所、施設の紹介、情報の提供や発達に関する相談を受けるとともに、利用の調整、利用申請の支援などの充実に努めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携をはかり、適切な対応を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園について、利用者のニーズや社会情勢の変化等を注視しながら、提供体制を整えていきます。

また、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、お互いの教育・保育内容に理解を深め、共有することが重要です。このことから、保育所や認定こども園の園児と小学生職員相互の交流を促進し、連携を深めるための環境整備に取り組みます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、保育所・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、点検・評価することが重要となります。このため、「三戸町子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、確認・評価の結果に基づき、必要に応じて施策の見直しや取り組み内容の改善等を図ります。

3 市町村こども計画との関係

子ども基本法により、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。市町村こども計画は、本計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本計画の中間年の見直しにおいて、こども計画と一体的に策定することを予定しています。

◇資料編

1 三戸町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日三戸町条例第 22 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72条第 1 項の規定に基づき、三戸町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年三戸町条例第17号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第9条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法【抜粋】

平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号

(市町村等における合議制の機関)

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 三戸町子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和6年2月26日から令和8年2月25日まで

区分		氏名	所属団体	備考
1	教育・保育従事者	中村 隆也	三戸保育園	
2	〃	井ノ口 幸子	ミューズ保育園	
3	〃	小野 正志	いずみ幼稚園	副会長
4	子育て支援関係者	萩原 洋子	NPO 法人子育て支援ネットゆりかご	
5	〃	川村 亨	三戸町放課後子どもプラン運営委員会	
6	〃	栗生 美智子	主任児童委員	
7	子どもの保護者	山下 和也	三戸小・中学校父母と教師の会	
8	〃	佐山 志穂子	三戸小・中学校父母と教師の会	
9	〃	松尾 直子	三戸保育園父母の会	
10	〃	山田 将之	ミューズ保育園父母の会	会長
11	〃	武士澤 勝利	いずみ幼稚園父母の会	副会長
12	〃	畑沢 祐弥	三戸町立中央児童館父母の会	
13	〃	大山 峰幸	三戸町立斗川児童館父母の会	
14	議会	栗谷川 柳子	三戸町議会	
15	学識経験者	根立 朋子	三戸町人権擁護委員	



みんなでちからをあわせる
11ぴきのねこのまち
さんのへ

第3期三戸町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月
発行・編集 青森県三戸町役場住民福祉課
〒039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43
TEL 0179-20-1111
FAX 0179-20-1100